

平成 2 5 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月11日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時58分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
2. 五十嵐 美 知 議員
3. 北 市 勲 議員
4. 竹 村 恵 一 議員
5. 植 村 真 美 議員
6. 向 井 義 擴 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	4	竹村 恵一	1. 社会福祉について 2. 教育行政について
5	3	植村 真美	1. 自然エネルギーを取り入れたまちづくりのあり方について 2. さらなる地域活性化の取り組みについて 3. 市全体の景観づくりについて
6	1	向井 義擴	1. 消防の広域化について 2. 民間跡地について 3. 遊休施設の活用について 4. 文化施設について

順序	議席番号	氏 名	件 名
2	6	五十嵐美知	1. 愛真ホームの運営について 2. 災害時要援護者の避難対策について 3. 冬期間の安全・安心確保について 4. 児童・生徒の学力について 5. いじめ対策について
3	8	北 市 勲	1. 安心して暮らせるまちづくりについて 2. 教育行政について

○出席議員 9名

- 1番 向 井 義 擴 君
2番 太 田 常 美 君
3番 植 村 真 美 君
4番 竹 村 恵 一 君
5番 若 山 武 信 君
6番 五十嵐 美 知 君
7番 菊 島 好 孝 君
8番 北 市 勲 君

9番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員 0名

○欠 員 1名
10番

○説 明 員

市 長	高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長	山 田 和 裕 君
監 査 委 員 長	小 椋 克 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農 業 委 員 会 会 長	野 村 繁 君
副 市 長	淺 水 忠 男 君
總 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
稅 務 課 長	下 村 信 磁 君
市 民 生 活 課 長	片 山 敬 康 君
社 会 福 祉 課 長	永 川 郁 郎 君
介 護 健 康 推 進 課 長	齊 藤 幸 英 君
商 工 勞 政 觀 光 課 長	伊 藤 嘉 悦 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上 下 水 道 課 長	橫 岡 孝 一 君
會 計 管 理 者	保 田 隆 二 君
消 防 長	淺 井 毅 彦 君
市 立 赤 平 總 合 病 院 事 務 長	實 吉 俊 介 君
教 育 委 員 会 教 育 長	多 田 豊 君
” 学 校 教 育 課 長	相 原 弘 幸 君
” 社 会 教 育 課 長	吉 村 春 義 君
監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井 波 雅 彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君

○本會議事務従事者

議 会 事 務 局 長	栗 山 滋 之 君
” 總 務 議 事 担 当 主 幹	野 呂 律 子 君
” 總 務 議 事 係 長	伊 藤 彰 浩 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番太田議員、7番菊島議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序2、1、愛真ホームの運営について、2、災害時要援護者の避難対策について、3、冬期間の安全・安心確保について、4、児童・生徒の学力について、5、いじめ対策について、議席番号6番、五十嵐議員。

○6番(五十嵐美知君) [登壇] 通告に従いまして、一般質問をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

件名1、愛真ホームの運営について、①、施設の老朽化対策について伺います。愛真ホームが運営されて早くも35年が経過いたしております。施設の老朽化とあわせ、近年大事には至りませんでした。電気回りなどのトラブルも発生しております。また、隣接し、廊下で結ばれている市立病院の病棟建てかえ計画が現在進められている中で、今後愛真ホーム

の位置づけをどのように考えていかれるのか伺っておきたいと思っております。

○議長(若山武信君) 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(齊藤幸英君) 施設の老朽化対策についてお答えいたします。

愛真ホームにつきましては、昭和53年の開設より35年が経過し、施設の老朽化が進んでいるような状況にあります。附帯設備につきましても建物と同様に老朽化が及び、劣化が進んでいることから、点検の強化やふぐあいが発生しそうな機器の交換などを行っているところでもあります。入所者の安全確保のため、昨年より居室及び廊下の床張りかえ工事を行っており、本年はあわせて居室の環境改善のため壁の塗りかえ工事も行っているところであります。今後も施設の維持管理に当たりましては、入所者の安全確保のため、引き続き細心の注意を払ってまいります。

また、市立病院の改築に伴い愛真ホームと病院の渡り廊下がなくなることへの対応につきましては、入所者が急病時に病院の救急外来へ安全に搬送していくためにはどのような方法が必要なのか、それに伴う搬送手段の確保や介護員の少ない夜間における対応等につきまして現在検討を進めているところでありますが、いずれにしましても入所者の安全を第一に、さらには家族に安心していただける対応を図っていきたく思っております。

以上です。

○議長(若山武信君) 五十嵐議員。

○6番(五十嵐美知君) [登壇] ふぐあいの発生などには対応しているということで、維持管理の補修されながら、そういう状況でも安全確保にしっかり取り組んでいただきたいことをまずお願いしておきたいと思っております。

それと、夜間体制でございますけれども、現在介護員が少ないという状況でありますので、そういう答弁でしたけれども、現在何人ぐらいの体制でいられるのか。また、さらに今後検討されている人数等もありましたら含めてお伺いいたしたいと思いま

す。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 夜間の介護員の配置状況、対応ということでございますけれども、愛真ホームの夜間帯における介護員につきましては、施設の設置基準に基づきまして1、2階に各1名を配置し、2名体制となっております。また、介護員のほかに委託業者から派遣されています警備員1名が常駐する体制となっております。

今後の体制につきましては、まだ結論は出ておりませんが、一つの方法といたしましては介護員の自宅待機を導入し、何かあったときには必要に応じて愛真ホームから呼び出しを行って業務に当たる体制をしくとの考え方があります。今後は、他の施設の状況等も参考としながら、どのような方法をとっていけるのかを引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 大方理解いたしました。入所されている方々は、決して皆さん体が丈夫なわけでもございませんので、そういう夜間での救急なども含めたときに人員の確保の体制だけはしっかり安全のためにお願いしたいと思いません。

それでは次、②の生活環境改善について伺います。愛真ホームは、2階建ての建物で運営されておりますが、時代の流れの中で現在は平家建てでユニット型の運営が多くなってきております。さらには、食事スペースの確保や個人のプライバシー配慮などを考えますとき、現状施設での愛真ホーム運営は時代の流れに合っていないのではないかと思います。環境改善につきましては、今後どのように考えていかれるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 生活環境の改善についてということでの質問ですが、ホーム入所者の生活環境につきましては、施設の開設当時は

施設の設置基準を満たした一般的な形態で建てたものでありましたが、現在の施設では個人のプライバシー確保のためのユニット型の個室や、多床室であっても互いのプライバシーに十分配慮した構造の居室になってきております。また、台所、食堂施設などの共同生活室を兼ね備え、自宅に居住しているような生活が送れるよう、入所者への配慮がなされています。現状の建物及び附属設備では、そのような生活環境を入所者に提供することは難しい状況にありますことから、今後建物の全面改築につきましても必要性があるものと認識をしているところでございます。しかし、市立病院病棟や消防署の改築等により新たな起債の借入れが予定されていることから、さらなる借入れは厳しいと判断していることでもございますので、今後の起債償還の状況等を含めた市の財政状況を見ながら、どのような対応ができるか十分に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまのお答えで財政的な面は多少なりとも理解いたしますが、その中で入所者のプライバシーに配慮することを考えますときにユニット型の個室に入っていたことが理想的なこととは思いますが、その中で入所費用が高くなるというお話も伺ったことがありますので、仮に愛真ホームを建てかえることになった場合にはどのような居室の設置となるのか、考えがあれば伺っておきたいと思いません。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） ご質問にもありましたように、ユニット型の個室になりますと施設にありましては介護に当たる職員も増員する必要があることなどから、居住費として入所者が負担する費用も多床室と比較すると割高になることから1カ月に負担する費用がふえることとなります。そのようなことにより、ユニット型の個室に入所することが困難な方もいますことから、愛真ホームを改築することになった場合にはユニット型の個室のみと

はずに、プライバシーに十分配慮した多床室も設置する必要があるものと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 利用者の皆さんは、利用料金を支払って入居しているわけでありますので、近代的な施設へと時間を余りかけずに対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

件名2、災害時要援護者の避難対策について、①、災害対策基本法改正案成立を受けて、アの要援護者の名簿作成義務づけについて伺ってまいります。質問に入ります前に、去る8月31日、当市も防災、減災の取り組みとして住民の皆さんのご協力のもと総合防災訓練が行われ、関係者の皆様に対し改めて敬意を表したいと思っております。

それでは、災害対策基本法改正案の成立を受けて伺います。災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立いたしました。改正法では、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待されます。従来の制度でも災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援をガイドラインに基づき名簿作成を市町村に求めていたのですが、義務づけられていないため作成している自治体は6割程度にとどまっていたようであります。当市では一部作成がされていると伺っておりますが、今回の改正により要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。名簿は、本人の同意を得た上で、消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては秘密保持の義務もあわせて求められております。名簿の整備、共有は、避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自

体は自治体側の入念な準備にかかっていると思えますが、名簿作成の同意などの状況も含め、取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 災害時要援護者名簿につきましてお答えいたします。

ご案内のとおり、災害対策基本法が改正されまして、災害時要援護者名簿の作成につきましては義務づけられたところがございます。当市におきましても災害時要援護者名簿につきましては、一部着手し、進めておりましたけれども、改正法におきまして作成に必要な限度で市町村が福祉部門などの持つ個人情報を利用できることになりましたこと、またお話にありましたように災害に備えての名簿の事前提供につきましては、同意を得た人の分に限定しますが、災害時は同意なしで外部に提供できるとされましたことから、現在関係部局のデータと突合、連携させ、更新し、情報を共有できるシステムとすることができよう、災害時要援護者名簿の作成に向け、その準備に取り組んでいるところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまお答えいただきましたけれども、ちょっとわかりづらい部分がありますので、もう少し教えてほしいのですが、要援護者は災害から身を守る安全な場所に避難することが困難な人々、介護が必要な高齢者であったり、障害者、または乳幼児、妊産婦などでございますけれども、名簿を作成された後の状況変化に対応するために、ただいま答弁でもありましたけれども、関係部局のデータと突合とか、連携させてとか、更新してとかというふうにございましたけれども、そういう情報を共有できるシステムにするということでもありますけれども、例えばそういった名簿作成されている中でお亡くなりになったり、妊産婦さんもいつまでも妊産婦でもありませんし、また新たに介護認定される方々もおりますので、もう

少し具体的にどういう突合して連携して更新していくのかということ詳しく説明をお願いいたします。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 質問のございましたシステムでございますけれども、住民台帳を初め介護認定台帳や障害者手帳所持者の台帳等の情報を取り込むことができるシステムの構築を考えてございまして、例えば住民基本台帳システムの情報を定期的に取り入れることで住所変更など自動化いたしましたり、また新たに介護認定された方が介護認定台帳に登載されましたら自動的に要援護者の名簿に反映され、最新の情報として管理することができるシステムとしたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 理解いたしました。住基台帳が基本となって、いろんなデータがそこから全部合わさっていくということでありますので、理解いたしました。よろしくをお願いいたします。

次、件名2であります。イの福祉避難所の普及、整備について伺います。災害時の要援護者の避難対策では、弱い立場の人たちをどう守るかというのが次なる大きな課題であります。それぞれの地域社会に投げかけられていると思います。発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要と思います。今回の改正では、避難所における生活環境の整備が明記され、安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医薬品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとされております。東日本大震災でも病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及、整備についても本腰で取り組む課題ではないかと思っております。病気がちの高齢者や障害のある方々は、健常の方々との避難生活は

困難としますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、お考えを伺いたいと思っております。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 福祉避難所につきましてお答えいたします。

本市では、既にご承知のとおり、15カ所の収容避難所を指定してございますけれども、福祉避難所につきましてはまだ指定の状況には至ってはございません。福祉避難所は、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対しましてケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所と厚生労働省は規定しておりまして、北海道内におきましても平成24年の9月現在で179市町村中47の市町村、26.3%の市町村が指定しているということでございます。

福祉避難所設置運営に関するガイドラインにも述べられておりますけれども、福祉避難所の指定、整備数を検討するための基礎資料といたしまして、福祉避難所の対象となるものの概数や現況の把握も必要とされておりまして、さきにお答えさせていただきましたとおり、現在災害時要援護者台帳の作成に向けまして、その準備に取り組んでいるところでございますけれども、台帳の作成の中で現況等把握に努めてまいりたいと考えておりまして、その上で障害の程度の重い者など専門性の高いサービスを必要といたします要援護者もおりますことから、既存の避難所を含めまして、場合によってはどの程度の施設整備等が必要かもあわせまして利用可能な施設の調査をいたしまして、さらに市内の社会福祉施設におきましては災害時要援護者の受け入れが可能かどうか十分協議させていただきまして、可能な場合には協定の締結を進めていくなど、福祉避難所の指定につきましては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕福祉避難所の指定については、検討してまいりたいということでありますので、よろしく願いいたします。

福祉避難所の指定に取り組む中で並行して検討していただきたいことに障害状況、また介護を受けている方々の状況に合わせて対応できる人の確保だとか、また事前の訓練なんかも必要ではないかと思えます。それで、さきの質問にも名簿作成に当たって伺いましたけれども、ここで作成がされていく中で、障害者であればその状況も把握されていくと思えます。その中で、障害の状況さまざまですけれども、耳が聞こえなかったり、目が見えづらかったり、また話せなかったり、また要介護者であれば認定がされている状況に合わせていろいろあると思えます。その中で、例えば介護を受けていても話せる方はしっかり話せるし、耳も聞こえるし、見えるしという部分では、見えなかったり、聞こえなかったり、話せなかったりというのは、本当に体がどこも何でもなくて大変なことになっていくものですから、何か特定なものを、いざというときに身につけさせるようなものも用意するとか、またはそういう方々が何かあったときにサポートする人的パワーだとか、何かの部分でそういうサポートする人の側にも特定なものを身につける。例えば私は手話ができますというカードもいいでしょうし、そういうさまざまな想定できることを並行して検討していただければと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ただいまお話にありましたとおり、障害の状況もさまざまで、福祉避難所におきましてはハード面だけではなく、要援護者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を継続的に受けることができるよう対応を図ることも重要と言われてございまして、サポートする人、支援を受ける人がどのようなサービスができるか、または必要としているか一目でわかるようにしておくことも必要かと思えます。お話の点も十分に検討してま

いりたいと考えますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、件名3の冬期間の安全、安心確保について、①の除雪対策の取り組みについて伺います。1年は早いものでして、あと2カ月過ぎには雪の季節になります。ここ2年ぐらい降雪量が多くなってきております。ことしの夏も異常気象ということでありますので、冬の降雪量が気になるところであります。当市の道路除雪は、近隣のまちの方々より評価の高い声を聞いているところであり、関係者の皆様の努力のたまものと思うわけでございます。一方、住民生活の安全、安心確保の観点から、国道、道道、市道を含め除雪により道路の肩口に積み上げられる雪によって左右の確認が困難な状況になったり、また玄関前に置かれる雪の処理に大変な思いをされた方々もおり、冬期間はこのような声を担当のほうでもお聞きしていると思いますが、除雪対策について万全に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 除雪対策の取り組みについてお答えをさせていただきます。

本市で行っている道路除雪は、全市道の約78%となる約125キロを実施しております。除雪に対する要望は地域から多くあり、ここ数年でこれまでの費用や機械の関係から行えなかった幅員の狭い市道の除雪や市所有地の公衆用道路の除雪も行っているところであります。しかし、そのほかにも除雪に関する要望は年々多くなっており、高齢化により困難になったと住まわれている方から多くの要望のある車道除雪後の間口除雪、市営住宅の通路や市内に多数存在する生活道路の除雪、また交差点部に堆積をした雪山の処理などがあり、対応に苦慮しているところであります。

現在市道の除雪費用だけでも年間1億数千万円を

要しますので、除雪路線の拡大や除雪回数の増加などは現在の財政状況においては難しいものと考えておりますが、人口減少、高齢社会が進む中、防災や緊急搬送などの観点からも冬期間の交通の確保は大変重要でありますので、交差点部の雪山処理などは国、道とも連携を図りながら効果的な対応を検討するとともに、計画的な除排雪対策に努めてまいります。

また、高齢者等への対応として、ことしの冬から福祉部局において高齢者等を対象にした高齢者世帯等除雪費助成事業の実施も検討しておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 年々当市は高齢者人口が増加する中で、一人一人の市民を守るという観点から、市当局はぜひ国や道とも連携を強化していただき、取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次、②のバス停の安全確保について伺います。端的に伺いますけれども、バス停のある位置として歩道のあるところとないところに設置されており、特に歩道のないバス停は冬の時期は雪により車道も狭くなっていく中で、バスを待つ市民の安全対策の面から車に巻き込まれないようしっかり場所の確保のための除雪に関係者と連携をとっていくべきと思いますが、この点のお考えを伺います。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） バス停の安全確保についてお答えをさせていただきます。

冬期間のバス停周りにおける安全確保につきましては、基本的にはバス事業者が取り組むべきものと考えておりますが、公共交通機関の少ない本市におきましては民間バスは重要な役割を担っており、また市道部については存在するバス停の数も少ないことから、歩道除雪の一連の作業の中で利用者の利便性確保のため除雪作業を行っているところであります。また、国道、道道につきましてもそれぞれ維持管理業者に確認したところ、同様の対応をとって

るとのことです。しかし、降雪状況等によっては安全空間の確保は十分とまらないこともありまますので、バス事業者が個人委託で実施している除雪対応強化の要請やバス乗務員による情報提供の活用及び国道、道道の除雪を行っている国や道とも連携を図りながら、安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 車道間際にあるバス停は、当市の中では余り数はないと思いますので、情報の提供も大事でありますけれども、担当のほうでもチェックしていただき、バス停の雪の状況の把握に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、件名4、児童生徒の学力について伺います。

①、基礎学力の低下について。今年度の基礎的な学力全国調査結果が公表されましたが、その過程で北海道は最下位レベルであり、その中で当市はどのような位置にあるのでしょうか。また、全国調査は小学6年生と中学3年生を対象にしているテストであります。当市の小中学生全体の学力レベルがどのような状況にあるのか、取り組みも含めてあわせて伺います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 基礎学力の低下についてお答えいたします。

8月28日に結果が公表されました今年度の全国学力・学習状況調査についてであります。報道等にあるように全国の都道府県別で北海道は小学校で45番目、中学校で38番目と下位に位置しており、昨年に比べて若干の改善はあるものの、依然厳しい状況であるとされております。本市の位置状況であります。この調査は一部の教科での実施であることや調査で測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面にすぎないことを踏まえ、過度の序列化や点数主義への懸念から公表は行わないとの実施要領のもとでの調査でありま

すことをご理解願いたいと思います。しかし、調査結果については、以前から申し上げておりますとおり、北海道が全国レベルから低い状況にありますことから、赤平の状況も北海道同様に余り芳しいものではありませんでした。

そこで、当市の小中学生全体の学力レベルとその取り組みについてであります。全国学力・学習状況調査の昨年の結果からも明らかですが、本市においても無回答率が高いこと、基礎、基本的な学力の定着に課題があることがわかっておりますので、学習意欲の向上と基礎学力の確実な定着に重点を置き、取り組みを進めております。本市では、例年結果の公表が秋口になりますことから、方策の迅速な着手のために4月の実施直後から自己採点による結果の分析を行い、学校ごとに向上プランを作成するなど、早目の対応を進めております。また、数年前から全学年を対象とした標準学力テストを実施することにより、学年進行による児童生徒個々の学力状況を把握して、個に応じた指導の充実に心がけているところです。また、家庭状況に課題があるなどの基本的な生活習慣の定着も重要であります。保護者に対する働きかけも含めて、放課後や長期休業期間を利用した補充的学習機会の確保などで児童生徒の学力を保障し、その定着、維持と向上を目指して低学年からしっかりと学習内容を定着させるとともに、学習での達成感や充実感など学習意欲の向上に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 学力低下に歯どめを少しでもかけていくために現場の学校の先生の皆様も大変ご苦労されているとは思いますが、現状なかなか結果がついてきていないということをおっしゃるを得ないわけですが、答弁にもありましたけれども、昨年の学力調査の結果からも明らかになったことは、無回答率が高いということと、また基礎、基本的な学力の定着に課題が改めてわかっているということですが、今月の8日

の新聞報道によりますと学力向上、異なる有効策として、文科省が学力テストの検証結果を公表しております。その中で、小学校では児童の習熟度に余り差がないので、複数の教員が丁寧に教えるチーム指導が有効だと。その一方、中学校では生徒の習熟度の差が開いているので、別々に教えたほうが学力向上につながるということでされておりますけれども、この点課長いかがですか。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） ただいまの議員ご指摘の報道については、私どもも読んで確認しております。本市では、小学校の1校で教員の加配措置を受けて、その対象の学校が1校ございます。道教委の指導のもとに習熟度別、または複数指導、これは双方とも実施しているところであります。この文科省の発表を受けて、今後道教委から何らかの動きがあるものと思われまますので、その指導内容とあわせて学校ともよく協議しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 本当に地域の中でも当市の学力が低いということは、住民の皆さん幾人も心痛めておりますので、みんなでこの点についてはしっかりと興味を持って取り組んでいける体制づくりが必要と私自身も認識しておりますので、教育関係者の皆さん、よろしくお願いいたします。

次、件名5のいじめ対策について伺います。①の悪ふざけ行為について伺います。文科省は、このたび滋賀県大津市で起きた中学生の自殺事件などを受け、いじめでも犯罪行為と認められれば直ちに警察に相談、通報するよう学校に求めることにしました。そこで、単なる悪ふざけでも行為によっては犯罪になり、プロレスと称して押さえつけたり、投げたりすることは暴行に当たり、断れば危害を加えるとおどしに、そして嫌なものを口に入れさせることは強要であります。また、所持品を隠すは窃盗で、さらに所持品を壊すは器物損壊などのほか、インターネ

ット上の掲示板などに誹謗中傷や悪口を書く行為は名誉毀損、侮辱に当たり、犯罪行為になると示されました。単なる悪ふざけでも行為によっては犯罪となり、処罰される可能性があることを子供たちも保護者も知っておくべきではないかと思っておりますので、この点の取り組みについてお考えを伺います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 悪ふざけ行為についてお答えいたします。

いじめの定義については、受け手がその行為に苦痛を感じているなど、弱い児童生徒の立場に立って判断するということとなっております。このため悪ふざけであっても受け手の感じ方でその対応も変わることとなります。また、ケースによっては、やがてそれが犯罪にも該当する場合があるとの議員のご指摘には同感するものであります。

子供たちの心の状況は、大変複雑であります。最初は双方が遊びと感じているふざけ行為も、回数を重ね、それがまた度を超すと片方が苦痛になることも十分予想されます。それらの事柄については、学校でも子供たちに対して十分伝えるよう努めておりますし、学校職員の意識の中にもいじめ問題の重要性への浸透は図ってきております。また、昨年度からいじめに係るアンケートを年2回実施しております、学校での様子を丁寧に観察するということはもちろんですが、アンケートなどでの子供たちからの訴えにもしっかりと対応して、いじめを許さない取り組みを引き続き進めてまいります。さらに、平成18年1月に地元警察署と締結いたしました子ども健全育成サポートシステムにおいても、重大ないじめ事案に係る警察との連携についての項目を新たに盛り込むなどの変更協定を結んだところであります。

いじめの問題は、これで大丈夫というものではありません。自他の命の尊厳への問題でもあり、社会生活を営む上で重要な事柄ですので、議員ご指摘の点も含めて、改めて学校での取り組みの継続と強化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今お答へにもありましたが、一番近いところのそのアンケート調査で内容と具体的なものをちょっと結果について伺ひたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） この児童生徒に対するアンケートの内容についてですけれども、質問項目についてはいじめの有無とその内容、またその場合誰に相談をするかとか、他者へのいじめを見聞きしたことがあるかなどであります。本年6月に実施しました結果については、いじめられているとの回答は数件ございます。しかし、大部分が仲間外れや無視、悪口であります。たたかれる、持ち物を隠される、壊されるとの回答も少数ながら出ておりますけれども、アンケートによる回答を受けまして、学校側において児童生徒双方に対して状況やその程度について内容を聞き取りした上で対応しております。また、内容によっては、保護者への報告も行っているところです。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 その中には自分の持ち物を隠されたりということも含まれていましたか。ちょっともう一回。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） そういうことも1件ほど、本当に数件ですけれども、少ないですけれども、ありました。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 昔からこういう友達同士でふざけ合ったりしていたこともありまして、今のように自分が直接手かけないで、友達にさせているとか、それがしつこく同じ人にずっとやっていくことで悪ふざけになって、それが苦

痛になって学校に行きたくなくなったり、自殺に結びついたりすることがいろんな事故、事件で明らかになってきているものですから、ふざけも悪ふざけにつながるようなことは犯罪になっていくのだということもみんなが、子供たちも含め、親御さんも含め、我々も含めて認識していく必要があると思いますので、ぜひこういったことを今後におきましてもしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（若山武信君） 質問順序3、1、安心して暮らせるまちづくりについて、2、教育行政について、議席番号8番、北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕通告に基づき質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

大綱1、安心して暮らせるまちづくりについてと。このタイトルにつきましては、前定例会でも出しましたが、この少子高齢化の中でどうしたら私どもが安心して暮らしていけるかということで、今回も2問について、医療環境と生活環境ということでお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

この質問の前に、市立病院の職員の皆さん方には経営健全計画に沿った非常に健全な経営をされて、努力されていることに敬意を表したいと思います。それでは、①、医療環境についてお尋ねをいたします。アの市立病院における診療科の休診対応についてお尋ねをいたします。市立病院の診療において休診ということが起きます。これは、お医者さんの都合で起きるわけですが、このときに常勤でおられるお医者さんも、それから常勤でないお医者さんもあらかじめ予定が立てば、外来等に張り紙をして、患者さんに周知をしてやると。それを見て、患者さんは納得されて、受診日を変えてまた診察を受けてくれる、そういうことでそれは結構なのですが、市立病院には常勤でない科が6つほどあります。病院に内科の先生がおられますけれども、内科の中にも常勤でないお医者さんおられます。それから、泌尿

器科、整形外科、眼科、耳鼻科、皮膚科と、こういった科の先生方はその都度JRを使ったり、自家用車で病院に来て診察をしていただいていると、こういう状況なのですが、こういう先生方が交通トラブル、いわゆるJRが動かないだとか、あるいは自然災害により来院ができないと。吹雪等で来れない、あるいは大雨で来れないと、こういうことが過去にありました。そういうことで、診察を期待して行っている患者さんに対してそれなりの対応をしていないと、そういう不満も聞こえてきますが、その対応についてどのようなことをされているのか。あるいは、どのような形で患者さんに理解を求めているのか。この対応次第によっては患者さんは病院から離れて、ほかの医療機関へ行ってしまうと、そういうおそれもあるし、それも患者減の要因の一つであろうと私は思っております。そこで、これまでどのような対応をされてきたのか、それについてお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いをします。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 医療環境について、市立病院における診療科の休診時対応についてお答えいたします。

各診療科の休診につきましては、内科、外科など常勤の医師がいる診療科につきましてはほとんどが事前にわかりますので、広報あかびら、病院ホームページ、院内の掲示などを利用して周知させていただいております。非常勤の出張医師につきましても事前に連絡をいただいたときには院内の掲示などで周知をさせていただいておりますが、議員ご指摘のとおり、特に冬期間には悪天候による急な休診、または診療開始時間が大幅におくれることもございます。そのようなときには、連絡が入り次第速やかに診療科と受付窓口で連絡を入れるとともに、院内に掲示し、患者さんへの説明を行い、休診の場合には次回の診療日の説明をさせていただくなど、ご理解をいただいているところであります。

これからも整形外科につきましては、常勤医師の確保に向け努力をさせていただきながら、院内の常

勤医師がいない診療科につきましては、今後も天候などの影響による急な休診や診療のおくれが発生することはあり得ますので、その時々状況をできる限り早急に診療科の看護師、窓口の担当職員などから患者さんへ丁寧にご説明をさせていただくとともに、診療科によっては電話連絡など、その都度でできる対応をしてみたいと存じます。これからもより一層市民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。

ただいまドクターが来れないときにはそれなりの連絡をとって対応したいと、しているというお話でございましたけれども、お医者さんからの連絡入るまで病院としては若干動けない部分もあるかと思うのですが、この辺のドクターが来れないと、いわゆる診察ができないというときのそういった対応マニュアルみたいなものをきちっとやっぱり病院としてつくるべきでないかと思うのですが、これは病院全体として考えないと、お医者さんだけの話ではないと。病院の経営にも大きく影響するという意味で、そういう意味で来られない診療科の患者さんに対しては病院全体でカバーをするのだと、そういった意識のマニュアルをぜひつくるべきではないかと思いますが、これについていかがでしょう。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） おっしゃられたとおり、経営に影響してくるということ、それと安心、安全という部分としては、不安を抱かせるということにもなりますので、できる限りマニュアルについては検討していきたいと思いますが、先生方のその都度の対応は、自家用車で来られたり、交通機関を利用されたりということもありますので、千差万別いろいろありますので、都度対応していきたいというふうに考えております。マニュアルについては、今後については検討していきたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 こういった受付の段階から一つのマニュアルがあれば、患者さんもある程度理解されると思うのです。事務長さんの答弁も、お医者さんの立場からすれば難しい部分たくさんあります。その辺の理解はしておりますけれども、しかし患者さんはやはり市立病院を頼って行っているわけですから、その辺のことも十分意識していただいて対応していただきたいと、このように思っています。

現在は病院の建てかえ等でもっていろいろと市民の間からご意見も承っております。病院の建てかえについては、ぜひという声も多くありますけれども、その中で職員の患者に優しくしていただきたいのだという声が多くあるということも、これもやっぱりお医者さんがいないときの対応として看護師さん方の対応も大事なことだろうと思います。ぜひこのことも含めて、病院の理念にありますように市民に選ばれる病院を目指すのだと、そういう意識を全ての職員が念頭に置いてお仕事に励んでいただきたい。そういうことで、この問題についてはこれで終わりたいと思います。

②の生活環境についてお尋ねをいたします。庁舎内自家発電装置の設置についてお尋ねをいたしたいと思います。最近の異常気象による災害は、年々規模が大きくなってきていると、このように感じております。ことしも多くの地域でゲリラ豪雨だとか竜巻だとか、そういった風や水による災害が発生しております。赤平においては、幸いにも大きな被害を出すような災害は発生しておりません。しかし、このような災害がもし赤平で起きれば、市役所としての機能が果たせるのかと。市役所というのは、住民の災害状況の把握だとか、それから住民に対する避難だとかそういった指示をしなければならぬ大きな役目がございます。そういう意味で、今赤平市役所に自家発電装置がないというのは致命的な欠陥であろうと。なぜかという、今そういった災害に対する情報の管理は、全てコンピューターがされてい

ると。実は、一昨年度内のある市で暴風によって数日間停電が起きて、市役所の機能が発揮できなかつたと、そういうことが報道でされておりました。このようなことがもし赤平で起きればとんでもないことである。そういうことで、現在の赤平市内のこういった公的機関の中で自家発電装置を持っているのは赤平市立病院だけです。庁舎の中にはそういう装置がないと。そういうことで、市役所の役目を果たすためにもぜひ自前で電力を生み出す装置が必要であると、このように考えておりますが、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 庁舎内の自家発電装置の設置につきましてお答えいたしたいと思いません。

現在庁舎内には北海道とのネットワークのための自家発電装置、さらに非常灯のための自家発電装置の2台がございます。このほか停電時の対応のため、電話につきましてはアナログの回線を3本確保してございまして、また住基システムなどは無停電装置により安全にシャットダウンできますようにし、さらに住基システムのデータは当市の電算機器の保守業務を委託してございます業者でバックアップしておき、長時間の停電時にはその業者が発電機を持ってきて、バックアップデータをもって運用できるよう契約しているところでございます。

しかし、このほかにお話ありましたように電気を供給する施設はありませんことから、災害時の対策本部機能の維持やコピー機やパソコン等の必要最低限の電力を確保するため自家発電の整備は必要でございまして、現在総合計画の後期実施計画を策定中でありますことから、その中で実施時期等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。総合計画の中で、後期計画の中で考え

ていただけるということで、ぜひそうしていただきたいと思いません。

昔から災害は忘れたころにやってくると、こういったような格言もございますけれども、最近この格言も変わってきて、災害は忘れないうちにやってくると。そういう意味です。来てもおかしくない、このような状況でございまして、ぜひ市民が安心して暮らせるような、そういった意味での装置を早急に設置することをお願いいたしたいと思いませんので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、大綱2の教育行政についてお尋ねをいたします。①、食物アレルギー対策について、アの自己注射薬、エピペンについてお尋ねをいたします。本年第1回定例会において同僚議員からの質問で、学校給食については特別食はつくっておりませんと、そういうことで私どももアレルギーに対応する子供はいないのかなと思っておりましたが、第2回定例会ではアレルギー症状を持つ児童は3名おられると、こういう答弁をいただいたと記憶しております。

そこで、学校給食でアレルギーによるアナフィラキシー症状、このことについては後ほど説明しますが、この事故を未然に防ぐための自己注射薬、エピペンというこの薬品が最近関心が高まっております。この自己注射薬、エピペンというのは、食物アレルギーにおけるアナフィラキシーショック、あるいは蜂毒、蜂に刺された蜂毒によるアナフィラキシーショックの症状を緩和すると、そういう薬品でございまして。アナフィラキシーの症状というのは、じんましんが発生する、吐き気がする、それから呼吸困難、そして血圧低下と、これが進むと死に至ると、これがアナフィラキシーショックであります。そういう薬の成分としては、皆さんおなじみだと思います。アドレナリンという成分です。ですから、これは血圧を上げたり、気管支を広げて呼吸をしやすくすると、こういう対症療法の薬ですけれども、これを使えば学校等で起きた食物アレルギーのアナフィラキシーショックについては、十分治療するま

での時間を稼げると、そういう薬でございます。

そこで、この薬については、基本的には保護者が本人がその注射を打つわけですが、しかし学校で緊急的に起きた場合には学校の教職員も打つことができると、こういう薬でございます。また、この薬については、登録された医師だけが処方できるということですので、登録されていない医者はこの薬を使えません。そういうことで、教育委員会として、私どもが希望するのは、保護者に対してエピペンに関する保管方法、あるいはアナフィラキシーが出たときにどう対処するのかということをお聞きしたい。その際には、赤平市の各学校に学校医師が配置されております。ぜひその辺のところ話し合いをしていただいて、事前に事故のないような対策をとっていただきたいと思います。これについて委員会の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 食物アレルギーの対策についてお答えいたします。

現在本市の学校におけるアレルギーの症状を持つ児童については、3名という報告を受けております。給食におけるその対応については、事前に保護者と養護教諭を含めた学校側との協議を行っており、給食センター、学校がその情報を共有することで事故のない体制づくりを進めるようにしております。

そこで、食物アレルギーのショック症状時における自己注射薬、いわゆるエピペンの使用についてですが、ショック症状においてはその状態において段階がいろいろございます。現在本市では、そのエピペンの使用を処方されるような重篤な症状に陥るとの報告を受けている児童はいないこともあり、具体的な対応をとるまでに至っておりません。しかし、その状態の軽重にかかわらず、食物アレルギーを訴える保護者、児童がふえることは予想されますので、議員ご指摘のように事前の準備は必要かと思いません。

いずれにいたしましても、エピペンの使用につい

ては医師の処方が条件であり、保護者との十分な協議が必要です。エピペン処方の登録医であることもあわせて学校医ともその方策を含めて対処していくべき課題と判断しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕今のところそういった大きな症状が出るような状況はないということです。今すぐという話ではないのですけれども、しかしこれもいつ起きてもおかしくない。

それと、先ほどもちょっと申しましたけれども、蜂毒にも効果があるということで、実は昨日も札幌のどこかグラウンドでスズメバチが大量に押し寄せてきて、何かスポーツが中止になったという記事も読みました。蜂毒は、ご存じのように最初の1回目刺されても何ともなくても2度目刺されればかなり症状が重くなります。これは、多分皆さん方ご存じだと思いますけれども、いずれにしてもこの蜂毒にも効果があると。9月は、特にことしみたいな暑い夏については蜂が非常に活発に動きます。そういう意味で、これも学校だけでなくもそういうこと起きるのではないかと、そういうふうに思っております。

実は、今学校医の関係でどのぐらい処方できる登録をされているのかちょっとわかりませんが、話によると市立病院のお医者さんが1名か2名登録されたと聞いております。これも含めて、学校だけでないのですが、やはり赤平市全体の中で考えなければならぬものだろうということで、特に子供についてはアレルギー症状が出れば非常に進行早いし、重くなる。生命にかかわる部分がありますから、ぜひこれも事前に、学校医さんがおられるわけですから、きちっとその辺の打ち合わせをしていただきたいと思います。このように思っております。ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、②の青少年基金についてお尋ねをいたします。アの積み立てと運用についてお尋ねいたします。

昨日の同僚議員の質問と重なる点があろうかと思えますけれども、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

まず最初に、青少年基金の積み立てでございますが、資料を見ますと平成4年から本年まで21年間全く積み立てをされていないと。多いときは4,000万ちょよとの残金があったわけですが、今は2,500万と。確かに赤平市は財政の厳しい時期もあり、積み立てのできる状況ではないことも、そういう時期もあったことも承知しております。しかし、積み立てをしておかないと、だんだん子供が少なくなったとはいえ、積み立てをしておかないとやっぱり十分な支援ができないと。そういう意味で、現在は2,500万円ほどありますが、若い世代、青少年の活動を積極的に支援できるように今から計画的に積み立てをしていけるよう教育委員会として財政当局に要請すべきと思えますけれども、これについてどのように考えているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 青少年基金の積み立てについてお答えいたします。

当市の制度といたしまして、赤平市青少年基金がございます。昭和60年より積み立てを行い、平成25年現在では約2,500万円の積立金がございます。当初は利息運用を目的に平成3年まで積み立てを行い、平成5年では約4,100万円の積み立て額となったところですが。その後も利息と寄附金により運用してまいりましたが、平成22年度からのペイオフ制度の導入に伴い、利息での運用は不可能となっているのが現状であります。

当初は青少年団体の数も多く、多額の基金の活用がありましたが、近年少子化により団体の数も減少し、基金の活用も少なくなっていることから、取り急ぎ基金積み立てをせずに約2,500万円からの取り崩し運用が可能と思われます。今後寄附金からの収入しかないことや青少年団体の活発な活動により基金が多く活用され、青少年基金の運用が厳しい状況となった場合には、積立金について市財政当局

を含め青少年基金運営委員会において協議を進めてまいりたいと思えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ぜひ財政当局にこの辺のところをご理解いただくように努力していただきたいと、このように思っております。

続きまして、運用についてでございますが、このたびの少年野球全国大会出場と、こういう大変子供たちにとってうれしい参加といえますか、出場ですけれども、これも従来の基金の運用といえますか、支援といえますか、これを見ましたら、とてもではないけれども、全国大会に行けるような額ではないと、そんな感じもいたしまして、実際には選手派遣に対応できる額でない。これは、誰が見てもそう思うような額でございました。この助成の基準というものを思い切った見直しをしていただかないと、子供たちのせつかくの努力といえますか、それが報われないと。そんなことで、ぜひこの辺についても教育委員会として助成の見直しをしていただきたいと思っておりますが、いかがなものでしょう。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 青少年基金の運用についてであります。青少年基金は赤平市青少年基金条例及び施行規則に基づき、赤平市青少年基金運営委員会において運用されております。この基金は、赤平市青少年育成連絡協議会及びそれに属する団体のほか、町内会等に所属する子ども会、奉仕活動、文化活動及びスポーツ活動並びに仲間づくり事業を行う青少年団体などで活用されております。当初は、青少年団体の数も多く、多額の基金の運用があったため補助額に対しての基準があり、現在もこの基準により運営していたところでございます。

ここ数年におきまして赤平市内の子供たちが大変活躍しております。平成23年度には赤平火太鼓保存会が道内で優秀な成績をおさめ、群馬県で開催された第14回日本太鼓ジュニアコンクールに出場、平成24年度は茂尻スポーツ少年団赤平サッカースクー

ルより2名の女子選手が山梨県で開催された第2回ガールズエイトジャパン選抜河口湖大会に出場、本年度におきましては赤平野球スポーツ少年団赤平レッドレイズが北海道大会で優勝し、千葉県で開催された千葉市長杯争奪学童野球選手権大会に出場しております。

今までの青少年基金の補助額では、全国大会に出場するための経費としては5万円が限度額であり、大変厳しい状況でした。近年少子化により団体の数も減少し、基金の活用も少なくなっていることから、参加する子供たちや保護者、指導者の負担軽減のため、全国大会出場について本年8月6日に青少年基金運営委員会を開催し、限度額5万円に対し全国大会出場については、団体は限度額30万円、個人は限度額10万円と改め、補助額の基準の見直しを行ったところでございます。

今後も基金制度のあり方や青少年育成支援についての協議を進めながら、多くの青少年団体が安心してスポーツ及び文化事業に取り組み、幅広く基金を活用することができるよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。先ほど申し上げましたけれども、今までは全国大会に行くのに5万円なんて信じられない数字がずっと続いてたと。それがこの8月6日に約6倍になります30万円ですか、団体で行くと。こういう数字をやはりやってあげなければ行くに行けないという、あるいは父兄に対する負担もふえる、そういう意味で大変よかったと、このように思っております。こういう支援というのは、先ほども申しましたけれども、だんだん子供が少なくなってきたら。そういう意味で、もう少し大胆に支援してあげてもいいのではないかなと、こういうふうに思っております。このことでこれからのスポーツ、あるいは文化活動にいそむ子供たちがそういうところに向けて頑張っていたいただければ幸いでないかなと、

このように思っておりますので、これもどうぞよろしくをお願いいたします。

それと、これだけ支援費が上がったわけですから、当然これで基金がなくなっていく、減少していくスピードも今まで以上に速いと。そういう意味でもぜひ積み立てのほうをお願いしたいと、そう思っております。

以上で私の質問の大綱1、2を終わらせていただきました。私どもが住む赤平がある意味で小さくなってちょっとでも光るものがあればいいかなと、そういう意味で私どもが安心して暮らせるまちをつくっていく、あるいは安心して活動していける子供たちがいると、そういったまちづくりをしていきたいなと思っておりますので、今後もよろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序4、1、社会福祉について、2、教育行政について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、大綱1、社会福祉について、国の生活保護費の減額決定に伴う影響についてお伺いします。言うまでもなくこの制度は、生活に困窮する方に必要な保護を行い、自立を助長することを目的とした、文章的には抜粋ですけれども、制度でございます。受けるためにも幾つかの要件があり、その上で世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、満たない場合に保護が適用されていると思います。そして、このたび幾つかある保護の種類の中の生活扶助費がことし8月から3年かけて平均6.5%の引き下げ、最大で10%もの引き下げが予定され、現行制度がつくられた1950年以来前例のない大幅な引き下げです。そこで、今回の引き下げは当市にはどのくらい影響が出てくるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長(永川郁郎君) お答えいたします。

まずは、当市における生活保護受給者の直近の状況でありますけれども、平成25年8月1日現在305世帯411人で、ここ数年少しずつではありますけれども、減少傾向で推移をしております。年齢別内訳としましては、17歳以下が55人、18歳から39歳までが31人、40歳から64歳までが158人、65歳から74歳までが93人、75歳以上は74人となっております。

こうした状況の中、本年8月から平成20年度以降の物価動向を勘案した生活扶助基準等の見直しが行われまして、平成27年度までの3年程度をかけて段階的に実施することとされております。今回の基準改定では、食費や衣服費などに使われる生活扶助第1類と光熱水費や家具など世帯共通の経費となる生活扶助第2類、さらには期末一時扶助といまして食費等の出費がふえる年末のみに支給しているものですが、見直しが行われております。また、今回の改定につきましては、保護受給世帯に対しまして8月1日の保護費の支給日に文書でお知らせをしております。

生活扶助見直しの具体例としましては、事例の1つ目としまして59歳単身世帯で現行6万6,920円が6万6,520円と400円の減少、事例の2つ目としまして世帯主45歳と15歳の高校生、10歳の小学生の3人世帯で現行13万7,460円が13万3,580円と3,880円の減額となっております。今回の基準改定による影響額は、7月と8月を比較しまして赤平市全体で4万円程度の支出の減少となっております。

次に、期末一時扶助についてこれまでは乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給してまいりましたけれども、今回経済性を勘案した見直しが行われておりまして、具体例を申し上げますと世帯員が1人の場合1万1,630円が1万1,070円と560円の減額、3人世帯ですと3万4,890円が1万8,600円と1万6,290円の減額、6人世帯では6万9,780円が2万4,800円と4万4,980円の減額となっております。

また、就労収入の基礎控除についても見直しが行われておりまして、受給者の就労意欲向上を図るた

め、これまでは働いて得た収入が8,000円以下の場合には全額控除をしておりますが、この額が1万5,000円まで引き上げとなっております。

以上です。

○議長(若山武信君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] ただいま当市の影響についてご答弁いただきました。

しかしながら、今回の引き下げは、保護受給者だけに影響を及ぼすものではないとも言われております。ただいまご答弁いただいた事例にもありますように、子育て世帯ほど削減額が大きいのというふうに聞きます。生活保護基準は、低所得世帯の支援施策の指標とも言われ、これは幾つかの課にまたがった対応になっているかもしれませんが、基準引き下げにより就学援助や保育料減免が打ち切られる世帯が出る可能性があるというふうにも言われております。多くの自治体は、生活保護を下回らない基準に決めているからだと思います。生活扶助費の1割減で、約3万から5万人の就学援助を受けられなくなる人が出てくるというふうにも言われております。当市にはそのような状況になる世帯はないのでしょうか。また、当市も含め、保護費の大半は生活扶助費よりも医療扶助費が占めているように思いますが、そちらについても今後何らかの対応策を考えているのか、もしあればお聞かせください。

○議長(若山武信君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(永川郁郎君) お答えいたします。

まず、1点目としまして、今回の基準改定を理由として8月から廃止となった世帯はございません。国は、今回の基準額見直しによる影響額について3年間で10%程度の減額率となる世帯は全体の2%で、7割の世帯が5%未満の減額率となることを示しております。

また、保育料の免除や就学援助など今回の基準の見直しが他の制度に生じる影響につきましては、できる限りその影響が及ばないように対応することとされておまして、就学援助につきましても現在受給されている世帯につきましては、今年度は影響がな

いとして担当課に確認をしております。

このほか医療扶助の適正化に向けた取り組みとしては、後発医薬品の使用を促すためのお知らせを本年3月に文書で配付をしておりますし、医療機関が受給者に対し後発医薬品の使用を促すことの法制化等についても今後の予定として国から示されておるところでございます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 保護基準が引き下げられれば、各種減免制度の適用基準も下げられ、減免制度を利用してきていた低所得世帯の方も利用できなくなる世帯が出てくるかもしれないと思われま。労働者の最低賃金や年金の給付水準も低くていいということになりかねません。就学援助の基準も厳しくなり、住民税の非課税基準も引き下げられることとなります。保護費の引き下げは、市民の生活水準の切り下げへと通じる可能性も考えられるというふうに思います。困窮者の子供が再び貧困に陥る貧困の連鎖にならないとも限りません。6月の議会でも同僚議員のほうから質問に出ていたように、本当に保護を必要としている方が受けられず、不正な受給がふえないよう、今後も担当課や担当者の方々の注視をお願いいたしまして、この1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、大綱2、教育行政についてお伺いいたします。①、教員のメンタルヘルスについてお伺いいたします。メンタルヘルスとは、心の健康のことをいうそうです。具体的には精神的な疲労、ストレスを減らし、鬱病などの精神疾患の予防、さらには早期治療による改善でよりよい心の状態を意味しています。

手元の資料によりますと、平成23年度休職中の教員の61%が心の病で休職扱いになっているそうです。平成22年の5,458人から比較すると、一昨年、昨年と減少傾向ですが、10年前から比べると約2倍に上っております。学校別では中学校の教員に多く、40歳代の割合が高いそうです。また、休職して1年以内に復帰した教員は、約4割とされています。

この手元の資料などからのデータからも教育現場でも近々の課題だそうです。そこで、当市の小中学校の現場の状況はどういうふうになっているのかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 本市での教職員における精神的疾患を起因とする休職者は、現在1名でございます。その教員については、本人から復職の希望がありますので、現在それに向けて準備を進めているところです。

以上です。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま状況の答弁をいただきましたが、文科省では平成7年からスクールカウンセラーなどの導入を広げています。当市においては、そのスクールカウンセラーについての対応はどうなっているかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） スクールカウンセラーの導入についてですが、当市においては対象者も少なく、またデリケートな問題でもありますので、本人が既に学校外で専門医に受診するなどの対応をしているために導入には至っておりません。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 スクールカウンセラーなどの導入には至っていないということでしたが、先生たちを取り巻く環境はさまざまで、人間対人間という仕事の難しさも大いに関係しているようです。20代から30代では生徒指導や保護者の対応、40代では校内の仕事が集まりやすくなっているなどでストレスを感じているようです。また、対人援助職であるがために終わりが見えにくく、目に見える成果を実感しづらいなども含め、教員の職務は個人で抱え込みやすく、一人に対応する傾向にあり、教員は完璧にやって当たり前とみずからを責めてしまうそうです。そのような分析データもある中、当市の現場や委員会の現場への配慮はどのように行われているのでしょうか。また、全国では復職支援プロ

グラムなどがあるそうで、当市は利用しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） お答えいたします。

精神的疾患の原因といたしましては、一部の児童生徒に対して教師の指示が通らずに学級の経営が困難になり、自分の指導力に自信をなくすケースや保護者との関係構築がうまくいかず、悩みを抱えるケース、また周りからの期待感とそのギャップに耐えられなくなるなどのケースが考えられます。教師が置かれている環境は様ではなく、また教育の現場ではさまざまな問題を抱えているわけですが、児童生徒の指導や保護者の対応、職場の人間関係、地域との対応など、さまざまな要因が重なることで強いストレスを持続的に受けることで精神的な疾患につながると言われております。

そこで、現場での配慮であります。業務においては特定の教員に過度な業務量が偏らないように平準化すること、また日ごろから職場の雰囲気や教員同士の健康状態に注意しながら、ふだんと変わった様子が見られたら声かけをするなど、早期の発見に努めるよう心がけております。また、休職中の教員に対しましては、管理職が定期的に連絡をとり、状況に応じて学校の近況を伝えるなど、孤独感や疎外感を持つことなく、安心して療養できるように配慮しております。

復帰支援プログラムであります。復職前に円滑な復職のための復帰訓練の制度と思っておりますが、精神的疾患での休職者が復帰する場合、それ以外の疾病と違いまして医師の復帰可能との診断書とあわせて、数週間の復帰訓練の後にその内容などを判断して復帰させることとなっております。そのプログラムの中では、できるだけ医師と話し合う機会を持ち、その指示などを十分に考慮しまして、稼働時間や業務量について当初は負担の軽いものから始め、徐々に気持ちと体をならしながら、無理なく通常業務に移行できるように計画するようしております。

いずれにしても、市教委では学校において早期の

発見、早期の対応とともに、明るく風通しのよい職場環境となるよう努めてまいりますので、ご理解くださればと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま復帰支援プログラムなどを使って、ゆっくり時間をかけて行っているということでしたが、復職から1年以内に再度休職となった教員の割合は、全体を考えても15.1%あるというふうに言われております。大変繊細で難しい問題だと思いますけれども、当市の次世代の宝である子供たちの教育環境をどう整えるか、それが教育委員会に求められているところだというふうに思いますので、心豊かな子供は心豊かな教員、環境で育つものだというふうに思いますから、ハード面、ソフト面両方から対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、学校通学者への助成の考えについてお伺いします。初めに、アの高校通学者についてです。ご存じのとおり、赤平唯一の高校、赤平高校も25年の今年度募集停止となり、現在在校生は2、3年生のみです。2年後には在校生もいなくなり、正式に廃校となります。当市の中学生は、自然と市外の高校へと進学しなくてはなりません。これは、先の見えている話だと思いますが、その市内から市外へ通学する高校進学生徒へ何らかの通学助成はできないものでしょうか。赤平高校があるときには、市内に通学可能な高校があるので、市外の高校を選択した子への助成はないという含みのお話があったかと記憶しておりますが、その点どうでしょうか。お願いいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 高校通学者の助成の考え方についてお答えいたします。

赤平高校については、存続の活動も実らずに、赤平から高校がなくなること大変残念な思いを抱くものです。そこで、高校通学者への通学助成についてですが、議員ご指摘のように赤平高校が存続して

いた時期には確かに市外通学を奨励するような通学助成は行うものではありませんでした。しかし、当時から助成がないにもかかわらず本市の中卒者の大多数が市外の高校に通学する状況が続き、赤平高校志願者はほんの一握りでありまして、それが地元唯一の高校が募集停止となる大きな要因になったということを確認したいと思います。確かに赤平高校は閉校になりますが、赤平高校が存続した時期も、また閉校となった後ももちろん市外通学者は変わらず多数存在いたします。また、生活保護家庭においては、通学費の助成がなされておりまして、そのような状況から市教委では現段階において助成を行うとの判断には至ってございません。

ただし、近隣市においては、そのような助成を行っているところもあると聞き及んでおります。多分に政策的な側面もあろうかと思っておりますので、関係部局とも協議してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 赤平に住んでいれば高校進学にも補助がある、子供が進学の年齢になった機会に高校の近くへ転居を考える保護者の方に対して心強い味方になるというふうに思います。教育に重きを置き、考える、充実させる、保護者の方が赤平で教育を受けさせたい、これが人口流出の歯どめの一つになると私は思っています。さきにも言いましたが、これはもう先が見えている話ですから、ぜひ今後しっかり考えていただけたらというふうに思います。

同じくしてイの小中学校通学者についてお伺いします。今当市は、小中学校適正配置計画をもとに順調に進んでおります。先日の委員会報告を受けたとおり、今後小学校にもスクールバスが必要になってきます。通学距離が遠距離になる児童生徒も出てくるでしょう。公共交通機関などの利用に対して小中一気にはならずとは思いますが、助成の考えなどをお持ちかどうかお伺いいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 小中学校の通学者についてであります。今後学校の適正配置が進められますと、当然通学区域が広がるために通学の利便について考慮しなければならないと考えています。昨年1月に策定しました本市の市立学校適正配置計画では、その点についても記述しているところでありまして、統合によって通学距離に課題が生じられると思われる場合、小学校においては1年生から6年生までの幅広い年代でありますので、スクールバスの運用を考えております。中学生においては、小学生とはその判断能力において違いがございますので、スクールバスでは本市において物理的な課題もありまして、公共交通機関の利用も視野に入れているところですので。その場合の費用については、支弁する方向で考えており、保護者負担のないよう配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 先ほどのアの高校のときにも言いましたが、やはり人口流出を防ぐ、遅くさせる手だては、教育の充実も含まれているのではないかと考えます。小学校が今後減り、中学校も減る、通学距離も遠くなる、利便性も落ちる、しかし赤平で教育を受けさせたい、そういう環境整備が必要ではないでしょうか。子供を赤平で育てたい、そう思える補助がある、それが流出を防ぐ、さすればふえる手だてになるのではないかと考えます。そういう観点からもしっかりと決まりをつくり、補助を考えていっていただきたいというふうに思います。

隣の芦別市さんでも高校通学補助、それから小中学校に対しても補助があるというふうに資料もいただいております。どうか当市も通学者に対して通学補助が考えていけるような対応をしていただけたらなというふうに思いますので、さきの繰り返しになりますが、ハード面、ソフト面両方の環境整備を懇願いたします。

最後の質問ですけれども、③、地域と廃校施設の

利活用についてお伺いいたします。当市は、さきの質問でも言いましたが、まさに今小中学校が統合されている真っ最中です。今までも再建団体へ陥る危険があったときにも各施設の適正を図り、休廃止してきました。今後必ず出てくる統合後の廃校の対応、また現在既にある廃校の対応をお聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 地域と廃校施設の利活用についてお答えいたします。

学校の統廃合については、子供の教育環境を第一として、その成長段階における適正な教育環境の提供による健やかな成長を願い、進めていることにご理解いただき、感謝申し上げます。そのため今進めている統合においても、既に閉校した校舎についても、現実としてその後の利活用が確定していないのが現状であります。しかしながら、本市では学校施設以外にもこういった施設が発生していることから、行政改革推進本部の公共施設改革専門部会による検討協議により、昨年未遊休施設等整備計画として各遊休施設における一定の方向性を示させていただいたところです。その中で、既に閉校となった施設を初め、学校適正配置計画の中で既に統合の了解をいただいている施設についても掲載しているところです。しかし、売却にしても除却にしてもその条件や費用などに大きな問題もあることから、その利活用についてはなお多くの課題を整理していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきました。廃校のそれぞれが耐震の安全性、法的制限、老朽化と条件はいろいろでしょうが、本当にそのままいいのでしょうか。多くの課題を整理と言われ、そのまま年数だけがたっていくばかりです。過去の市長の答弁にも各地域から大きな施設がなく、避難施設がなくなるといった発言もあります。学校を利用した各町内の有意義な活動もあります。法的制限が解けるまで、今後考えてなどと言っ

ている間にその地域で大規模災害が起きたら、話が進むまでその地域の有意義な町内活動はどうすればと心配する声もあります。春に行いました議会の報告会でも、平岸地区より小中学校の今後はどうなるのだろうなどの不安な声も行政側にも届いているというふうに思いますが、そこでいま一度お伺いします。平岸地区から大きな施設がなくなり、避難施設がなくなります。今後この平岸小中学校の対応はいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 平岸中学校においては、相当老朽しているということで、耐震化にもなっていないということで、平成19年の3月に閉校しておりますけれども、続く来年閉校となります平岸小学校については、これも先ほどお話ししました部会において協議しておりますが、平岸地区においてはこの平岸小学校が閉校したことで特に大きな施設がなくなるということから、災害時に対応する施設の可否などの観点から閉校後も何らかの形で稼働させる方向での計画となっております。具体的で確定的なものとはなってございませんが、今後も本市全体の施設利用の考え方の中で十分協議して決めていくものと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今の教育行政での質問では、次世代を担う子供たちのことを思い、質問させていただきました。③の地域と廃校施設の利活用でも、平岸地区を例にお話ししましたが、今後は赤平の至るところで目に入ることだと思います。今までにも多々質問に出ていましたが、廃校施設の活用と並行して、点在している赤平の歴史遺産なども複合的に考え、各地域との十分な協議を含め、可能な限り思いを酌み取り、形になるよう心から期待をします。

以上で全ての質問を終了いたします。いずれの質問に対しましてもご答弁大変ありがとうございます。

た。

○議長（若山武信君） 質問順序5、1、自然エネルギーを取り入れたまちづくりのあり方について、
2、さらなる地域活性化の取り組みについて、3、
市全体の景観づくりについて、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、自然エネルギーを取り入れたまちづくりのあり方について、①、市民との情報共有についてご質問させていただきます。東日本大震災発災後、全国的に節電に関する関心や省エネ効果のある電化製品も多く宣伝されるようになってきてございます。そしてさらに、電気代の値上げもあわさり、節電や省エネに関する情報に注目をされています。長野県では、節電、省エネの仕組み化ということで、省エネルギーの節電の目標の設定や家庭の省エネ診断制度、家電省エネラベル掲出義務の対応拡大、事業活動計画書の強化、充実、意欲的な事業者との協定制度など、建造物の環境エネルギー性能検討制度などを取り入れてございます。しかし、これまで再生可能エネルギーを取り入れた地域では、行政からの補助金制度と受託コンサル企業の売り上げ狙い、行政の人事異動と受託企業の物づくりだけの感覚、誰も責任をとらない、結局は丸投げ開発といった形で地域でその後展望が描けないケースが多いと聞いてございます。

そこで、昨今では日本各地でコミュニティパワーといった小規模分散型の自然エネルギーを地域のさまざまな人々が協力し、ボトムアップで取り組みを進められている仕組みが広がってございます。まずは行政と地域住民が次世代のためにどのようなエネルギーを選択していくのかを話し合い、現状を見きわめた上での目標を立てること、そのための市民参加の場づくりとその仕組みをつくっていくことが今後のまちづくりにおいて考えていく必要があると思っております。まず、初めの段階といたしまして

は、市民への自然エネルギーの活用の方法について情報提供、情報共有が大切になってくると思います。その辺のご対応はいかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 市民との情報共有についてお答えさせていただきます。

東日本大震災の福島第一原発事故後に自然エネルギーは注目を浴びております。将来的には自然エネルギーへの依存が高まっていくものと考えられます。しかしながら、自然エネルギーを利用するためにはイニシャルコストやランニングコストなど新たな負担も発生することから、この負担の軽減というものが課題になるものと思われま。

個人として自然エネルギーを利用するには、コスト等を考えますと太陽光エネルギーの利用というのが一般的と思われまますが、現在赤平市ではあんしん住宅助成事業といたしまして、太陽光発電システム設置工事を行う場合、対象工事費が100万円以上で限度額20万円とし、1キロワット当たり6万円の助成を行っております。太陽光発電の普及に努めているところであります。あんしん住宅助成事業につきましては、市の広報やホームページで周知しているところですが、より利用が促進されるようPRしてまいりたいと思っております。

また、太陽光発電以外でも技術の進歩により一般家庭に普及することが可能となりましたなら、設置のための助成制度なども含め、改めてPRしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 当市の取り組みの現状についてお聞かせいただきましたが、北海道各地においてもいろいろな取り組みをされている事例がございます。もうご存じの部分もあるかと思っておりますが、上川町の地域新エネルギービジョン策定調査委員会や自然エネルギーを考える会の取り組みで

あったりとか、二セコ町の緑の分権改革の取り組みなど、自然エネルギーについて地域で考える仕組みづくりについて積極的に取り組んでいる事例がございます。当市といたしましても取り残されることのないように、市民と自然エネルギーや省エネについて考える場やさらなる情報共有の場がこれからは必要になってくると思いますので、ぜひ前向きに、さらにご検討いただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、②、企業との連携体制について。前の質問でもお伝えいたしましたが、自然エネルギーを取り入れるまちづくりの仕組みの中におきましてコミュニティパワーというものがございまして、その中の条件には3つ挙げられてございます。まず、1番目、地域がオーナーシップをとること、2番目、地域が意思決定をすること、3番目、便益を共有すること、この3つ目、市民の理解とともに地域の企業とのつながりが大変重要になってくると思っております。そして、これからの公共施設や住宅に統合される自然エネルギーの種類も今後は多様化されることが予想されており、それに応じた技術を取り入れることのできる企業が当市においても必要になってくると考えられます。当市の場合も実際に地熱や太陽光などを取り入れている家や施設がある中で、効率的に市全体でどのような将来のエネルギービジョンを描き、またそれに伴う地域企業との連携をどう図っていくのか、お考えをお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 企業との連携体制についてお答えさせていただきます。

市の自然エネルギーを取り入れたまちづくりにつきましては、先ほども申し述べたとおり、太陽光発電の設置に対する助成制度がございます。今後技術の進歩によりさまざまな自然エネルギーが利用できる可能性もございますが、それらの自然エネルギーを一般家庭に普及させるというのはまだまだ先のことになると思われます。また、新たな自然エネルギ

ーを利用するには設備の設置業者が必要となりますことから、市内に設置できる業者があることは望ましいというふうに考えております。設置業者といたしましても、どのような自然エネルギーが利用可能なのか、どのような設備や技術が要るのか、そのような情報が必要になってくると思われます。行政といたしましても、国や道はもとよりあらゆるマスメディアの情報を注視してまいりたいというふうに考えています。今後自然エネルギーの情報につきましては、商工会議所や建設業協会などを通じ、必要に応じて市内業者に提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕今の考えの中でぜひ今後取り入れていただきたい考え方といたしましては、情報交換とか情報提供というのは大変理解いたしました。情報提供だけではなくて、これは業界の方たちからの声もあったのですけれども、市がこれからどういったことを考えているのかということも含めて、同じ目線に立った協議を進める場所が欲しいということも意見として上がっていましたので、そういった意味で連携体制をとりやすいムードというか、各業界との話し合いの場、懇談の場を持っていただけたらなというふうに思っておりますので、その時期が参りましたらぜひ率先してそういった場づくりをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

大綱2に移らせていただきたいと思っております。さらなる地域活性化の取り組みについて、①、特徴のある情報発信についてお伺いいたします。ア、市内出入り口の看板設置の見直しについてご質問させていただきます。滝川から赤平に入ってくると真っ先に出迎えてくれる大きな看板が芦別の看板でございます。このことに対して以前にもご質問をさせていただきましたが、この状態では芦別に入ってしまったのかということをお考えられるというご意見も多くありまして、赤平の主張ができる看板の設置を

市内出入り口にぜひお願いしたいという声があるのでございますが、この件につきましてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 市内出入り口の看板設置の見直しということでお答えさせていただきます。

現在市内には案内板、案内標識、施設案内看板、これらが国、道の設置を含めまして全部で56カ所に設置されております。また、市の入り口にはカントリーサインがございますが、このカントリーサインにつきましては新しいデザインに変更するため、市内の小中学生からアイデアを募集したところであり、年度内には新たなカントリーサインがお目見えすることになると思います。また、市が設置している看板につきましては、30カ所にも及びますことから、老朽化した看板などの見直しや立てかえが必要であり、その一つとして今定例会に補正予算を計上しておりますが、幌岡町の国道沿いにありますエルム高原案内看板の立てかえを予定しております。新しい看板の設置も十分検討に値するとは思いますが、かかる経費などを考慮しますと古い看板の見直しや立てかえなどで対応してまいりたいと考えております。

また、赤平市のイメージ看板につきましても、イメージ戦略としては有効であるというふうに考えておりますが、赤平市のイメージとしてどのようなものが市民のコンセンサスを得られるのか、まちづくりにもかかわることありますので、慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきました内容の中で、新しく設置される看板ということでカントリーサインであったり、エルム高原の看板ということで、どれだけ効果的なものであるかまた大変楽しみにしているところでございます。

後半にお答えいただきました赤平のイメージ看板につきましてはですが、例えば隣町、芦別のキャッチフレーズ「星の降る里・芦別」、これはそのイメージをつくったのは昭和62年に行われました全国星空の街・あおぞらの街コンテスト、環境省から認定されたものであると伺ってございますが、今では芦別のイメージとして広く浸透されているように思います。また、ユニホームやシャツにプリントして、行政職員もみずから一緒になってまちのPRに努めている活動を目にいたします。赤平がそういったイメージを持って、どのようなまちであるのかといったことがわかりやすく、印象的なイメージをぜひつくっていただけたらというふうに思っております。またそういった赤平をイメージするものが赤平を通った際にその通った人にわかりやすくまちの印象を植えつけるであったり、子供たちが誇らしげに思える赤平のイメージをぜひお考えいただきたく思っております。

これまでもこのような内容で何度か質問をさせていただいております。大変しつこいようではございますけれども、ぜひ早急にそういった赤平のイメージにつきましてご検討を始めていただきますようお願いしたいと思っておりますが、この件につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） イメージにつきましてはですが、以前にも定例会でお答えしたと思っておりますが、PR、イメージというよりもまず当市において足元を固めることが大切であろうというふうに考えております。PRも大切ではございますが、それらを提供するためのものがまずしっかりと充実していなければ当市に来たお客様に対しても満足していただけないのではないかとというふうに考えております。それらも含めまして、イメージについてはもう少し市の観光ですとか産業ですとかその辺の足元を固めてからイメージづくりをしていきたいというふうに考えていますので、ご理解のほどお願ひします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひその足を固めるに当たっても今の市民活動をしている団体ともしっかりとタッグを組んでいただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、イの市をPRのためのゆるキャラの起用についてご質問をさせていただきます。今や誰でも知っていると思いますが、熊本県の営業部長のくまモン、キャラクターが人気のためさまざまな商品パッケージのデザインに採用されています。また、まちづくりの中においても登場し、今やくまモンの経済効果は290億円と言われております。そして、最近さまざまな地域ではご当地のゆるキャラとグルメをあわせたイベントが開催されるようになっております。当市におきましても先ほどのまのイメージと連動させるようなゆるキャラの起用についてまちづくりの一環でお考えいただきたく思っておりますが、この件につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） ゆるキャラの起用ということでございますけれども、ゆるキャラというのはご存じのように緩いマスコットキャラクターというのを略したものだそうでございまして、イベント、各種キャンペーン、地域おこし、名産品の紹介などのような地域全般の情報PR、企業、団体のコーポレートアイデンティティーなどに使用するマスコットキャラクターを指すものというふうに理解しております。狭義の意味では、国や地方公共団体その他の公共機関のマスコットキャラクターで着ぐるみ化されたものに限られるようですが、未公認や企業のプロモーションキャラクターなどを含めると相当数のゆるキャラが存在しております。ゆるキャラの条件といたしましては、郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること、立ち居振る舞いが不安定かつユニークであること、愛すべき緩さを持ち合わせていること、そして原則として着ぐる

み化されていることというふうになっているそうでございます。ゆるキャラとしまして一部に商業ベースにのっているもの、話題性のあるものもありますが、ゆるキャラグランプリなどが開催されており、ゆるキャラというのが現在ではブームになっているというふうに考えております。

赤平市もゆるキャラをつくってはどうかのご質問ではございますが、キャラクターの選定や着ぐるみの製作、あとは活動費などの捻出についても費用がかかりますことから、赤平市にもゆるキャラが欲しいというような機運が高まりましたら検討の余地はあると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 そのゆるキャラの機運が高まるときに、ちょうどことしも火まつり会場におきましてやらん会の提案したキャラクターの名前も命名されましたことから、これが誕生する経緯も、またかかわっていた団体がいろいろと尽力されている経緯であったりとか、今後の問題とかも抱えていると聞いてございますので、ぜひ情報交換をしていただいて、赤平に有効的な、またさらに経済効果を生むようなゆるキャラの起用というのも今後十分考える余地があるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員、今質問の途中でございますけれども、続きは午後からにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 はい、よろしいです。

○議長（若山武信君） それでは、暫時休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

植村議員、どうぞ。

○3番（植村真美君）〔登壇〕では、午前中に引き続き一般質問を続けさせていただきます。

大綱2の②、町なか交流人口の拡大推進についてお伺いをさせていただきます。アの空き地の活用について。最近赤平の駅周辺ややすい通周辺には空き地も多くなってまいりました。今町なかには何が求められているのでしょうか。佐賀市では、中心市街地の空洞化対策に読書コンテナ、交流コンテナ、希望者が仮設店舗を出せるチャレンジコンテナなど、誰もが無料で利用できるような場所をコンテナを用いて提供している事例がございます。さらに、そこには緑を取り入れて、子供たちも遊びやすく、近隣から集まる人の和ができて、さらに飲食店もオープンするなど、その多目的なコンテナの利用を通して人と人との交流が生まれる仕組みづくりが社会実験で行われております。町なかの新たな刺激攻略として、このコンテナを利用した活動拠点構想の可能性は検討いただけないでしょうか。さらに、空き地での活動に対して助成制度を設けるなど検討していただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 空き地の活用についてお答えさせていただきます。

町なかの空き地の活用についてでございますが、交流センターみらいを中心とした市街地には市が所有する遊休地は2カ所ございます。ただし、面積的には小規模なものであります。また、民有地については、店舗閉鎖後における建物解体により複数の遊休地が存在しております。近年コンテナハウスは、可動式のため比較的簡易に設置することができることから、事務所やイベントブースなど多様な形で利用されることがふえているようではありますが、行政が公共利用目的としてあえて空き地を活用してコンテナハウスを設置するのには効果は薄いというふうに考えています。そこで、本年度に入り、現在商工会議所と行政と連携しながら、中心市街地の空き店

舗活用を含めた市街地活性化策の検討をしておりますが、この結果をもって行政の役割として空き地活用に限らず何ができるのかということで判断してまいりたいと思っております。さらに、国の地域おこし協力隊の事業を活用した中で新たな人材を呼び込み、商店や飲食店などを活性化する取り組みも現在検討しております。

また、空き地利用でイベント等を行う団体に対する助成というお話でございますが、既存のまちづくり活動推進事業補助金がございますので、こちらを十分活用いただければというふうに思います。また、事業費規模が大きいようであれば、ご相談いただければ他の財源についても一緒になって協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕いろいろと進められている内容はお聞かせいただきましたが、実際に今のご答弁の中でやはりいろいろな可能性を探っていただきたいと思ひまして、コンテナハウスを設置するのには効果が薄いということも言われておりましたけれども、またさらに協議を進める中において実際にまちでどういうにぎわいを持っていくことができるのかということにつきましては、市と地域住民の方たちが一緒にいろいろと検討されていく中で、やはりそういった人材を育むであったりとかそういった事業のプロセスが大切だったりとかということがありますので、最初からそういった諦めるということではなく、いろいろな方法、手段を考えていただけたらというふうに感じました。

また、以前より町なかのいろんな活性化のことについては私のほうでも質問させていただいておりますが、市と商工会議所と協議が進められているということが今お話でありました。やはりこの問題としましては、周囲を巻き込みながらの活動に発展していかねばならないのではないかなというふうに思ひまして、今もその協議は進められている経過だということは今わかったのですけれども、なか

なかその動きが見えていないというのが現状でございます。それで、いま一度そのあたりを詳しく教えていただきたいのですが、今はどういったところまでその協議が進められているのか、また今後どのようなスケジュールで進められていくおつもりなのか、いま一度お聞かせいただきたく思います。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 空き店舗対策といたしまして今年度から行政と商工会議所と協議をしておりますが、現実的には空き店舗に対する有効な手だてというのは他の市町村を見てもなかなかないというふうに思っております。現在商工会議所のほうで空き店舗に対しまして新たに起業する場合については、わずかばかりではございますが、助成制度というのがございます。それらを拡充する形で今後行政と会議所とどちらがどのような分担をしていくかというような協議にはなりますが、それらの拡充方法として空き店舗対策というのを考えられるのかなというふうには思っております。ただし、これだけではなかなか不十分だというふうに思いますので、先ほど申しましたとおり、地域おこし応援隊の活用というのも視野に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁の中におきましても、やはり地域住民の方たちとの交流はこれからなのかなというふうに思っていますが、ぜひ地域の方たちが活動している団体も巻き込みながら、そういった行動をしていただきたいなというふうに思っておりますので、今後の活動にさらに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、イの宿泊施設の可能性についてご質問をさせていただきます。今赤平の夜のまちは、大変に本当にめっきり寂しくなっております。全然人も歩いていない日もございまして、さらにお客さんが来ないからといって途中で店を畳んでしまう店舗もあるようでございます。行政視察や企業研修な

どにおきましても、当市に訪れた方々が当市には宿泊施設がないということで近隣地域に宿泊してしまう。そうであってはやはり当市には経済効果が見込めない現状であるということは明らかでございます。また、町なかには交流手段もなく、宿泊施設もないため、ゆっくりとしていられないというのが現実であると聞いてございます。市民活動におきましても今やビアパーティーは何度も行われておりますし、ビアガーデン、はしご酒やがん鍋協議会といった夜のまちを活性化させるような可能性もある取り組みも幾つか事例がございます。こういった事業と連動させた考え方や、さらに最近では異常気象の中で山合いに住んでいる住民がすぐに何かあれば避難ができるような生活空間を持ち備えた場所とその宿泊施設を併用して使うなど、さらなる相乗効果を町なかに持つためにそういった宿をつくる計画を地域住民と商店街の皆様で考える場所をつくっていただきたいと思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 宿泊施設の可能性についてお答えさせていただきます。

本年6月の議会の答弁とちょっと重複する点があるかもしれませんが、当市の町なかに宿泊施設がないということは大きな課題であるということは認識しております。しかし、日常的な利用、費用対効果の面を考慮いたしますと、行政で新たな宿泊施設を設けるということは残念ながら難しいという判断をしております。過去にエルム高原施設を建設する際にも温泉とホテルを併設できないか議論された経過も記憶しておりますが、やはり平日の宿泊者を見込むことが難しく、日常的に従業員を雇用するための人件費や管理費が負担となって、経営赤字を招くとの判断からケビンを導入したという経過もございません。これらの問題は、町なかにおいても同様のことが言えると思えますし、基本的に収益をもって運営しなければならない施設は民間が、福祉的要素や公共性を持った施設は赤字運営であっても行政が担う

べき施設ではないかと考えておりますので、議員の言われる宿泊施設につきましては、民間自身に検討いただく内容であるのではないかとこのように考えております。そのため仮に民間が宿泊施設を町なかに建設するようなお話があれば、行政といたしましても支援策を検討してまいらなければならないというふうに思っております。これまで市内のホテルや旅館が廃業となった経過からすると、現状としては極めて厳しいのではないかとこのように認識しております。

また、高齢者等の一時避難所、もしくは山間部に居住する方の一時避難所としての施設として併用できないかとの質問でございますが、前段申し上げた内容のほか避難施設としての頻度、さらに施設をバリアフリー化するための建設費の増大ということも想定されますので、避難施設については本件とは別な課題として検討していく必要があると思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまのご答弁の中におきまして、そういった民間で宿泊施設の検討がある場合には支援策をいろいろとご検討いただけるということと、やはり継続維持が、運営が難しいということ、なかなか難しい現実を受けとめてはございますが、さらに今後赤平をどのように情報発信していくかという部分においてなのですけれども、当市におきましては道の駅もない状態でございますし、さらに交流する場所を今後どういうふうに持っていけばいいのかといった中で、宿泊施設も一緒にあるような複合的な施設の建設の可能性、そういった部分の可能性も今後ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。またさらに町なかにおきましても空き家や空き部屋といったものも多くなってきているということをお聞きしております。その活用につきましても視野に入れて、地域住民の方たちと協力体制を密にさせていただきまして、そういった宿泊施設の可能性を探っていただきたいと思っておりますので、ぜひそういった場づくりをお

願いたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱3、市全体の景観づくりについてお伺いいたします。①、空き家屋の管理状況と今後の対応について。全国では空き家が760万戸と8戸に1戸以上の空き家がある傾向にあると聞いてございます。赤平でも例外ではなく、各町内会でも空き家や空き施設が目立つようになってきてございます。最近では豪雪や竜巻といった異常気象が続いているこの日本でございますが、日ごろ目が届かない構造物の管理が心配されてございます。そこで、所有者不在の建物で周囲に危険性を伴うような場所、市の対応策をさらに強めてもらうことはできないのでしょうか。そして、当市には、国道沿いでありませんが、大きな目立つ構造物がございます。もし暴風時に壁や屋根が剥がれたなど飛んで国道を走る一般車に損害を負わせるようなことがあると思うとぞつといたします。そういった大きな建物で所有者が現地にいない場合の構造物の管理を今後どうお考えかを含めてお考えをお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 空き家屋の管理状況と今後の対応につきましてお答えしたいと思います。

管理不全な空き家等につきましては、本年6月に再調査したところでございますが、家屋全体の損傷が著しく、かつ台風や積雪期等に倒壊等の危険があり、周囲への被害が予想される民間所有の施設や空き家は13棟というふうに確認したところでございます。このうち、建物の所有者、管理者には状況に応じた補修、改修をして安全で良好な状態の維持に努める責任がございますので、所有者が明らかな空き家等につきましては適宜お話をさせていただきまして、所有者、管理者において撤去、または整理していただいたものもありまして、建物の所有者、管理者のご理解をいただくよう働きかけていきたいと考えております。また、庁内に関係各課によります空き家対策等連絡会議を設置いたしまして、情報の共

有など対応しているところでございまして、場合によっては建築基準法上保安上危険な建築物等に対する措置につきましては、特定行政庁でございます都道府県もしくは建築主事を置く市町村が勧告等を行うことができることとされておりまして、北海道と協議するなど対応していかねばならないと考えてございます。

しかしながら、お話にありましたとおり、所有者不明の場合等は対応に大変苦慮しているところでございまして、空き家問題は他市町村も共通の課題となっておりますことから、北海道市長会を通じまして地方自治体が解体撤去等を弾力的に対応できるような法整備やその対策に係る財政措置の拡充を図るよう国、道に対し要望しておりまして、さらに空き家対策特別措置法案を議員立法で早ければ秋の臨時国会に提出する見通しとの報道もございまして、こうした動きを注視しながら、空き家等の対策につきまして検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁の中で、やはり家の部分では所有者のほうに何度も訪問されたりとか大変ご苦労されている背景をお伺いしました。また、大きな構造物のことに關しましては、建築基準法上、当市だけの問題ではなくて北海道のほうにも責任があるというふうにお伺いをしたと思いますが、当市にも目立つ構造物の部分でやはり今後の維持管理が大変な部分が出てくるのではないかなというふうに考えているものもございまして、そういった大きな構造物につきましてはぜひ北海道のほうとお話をさせていただいて、どのような今後の対応策があるのかということを見出させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、②、ごみのないまちづくりの推進についてお伺いをさせていただきます。ことし夏にウォーキングやごみゼロイベントなどをいたしまして

まちを改めて見てみますと、多くのごみが捨てられている場所が目につきました。どこの地域にもありますが、ごみ屋敷の問題であったり、雪解け時のごみの散乱状況など目立っている場所もございまして。そこで、当市においても市内ごみ放置に関する看板の設置をさらに強化、看板の内容の検討もそうありますが、設置場所についてもご検討をいただきたいなというふうに思っております。また、まちをきれいにする呼びかけをする旗、のぼりなどをつくっていただいて、ごみが目立つ季節や、季節もしっかりといろいろと考えていただきまして、各地域に呼びかけるために使用してもらうなどご検討いただきたいなというふうに思っているのですが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） ごみのないまちづくりの推進についてお答え申し上げます。

心ない一部の者による不法投棄、また車上からのポイ捨てなどは大変見苦しく、市や警察は頭を痛めているのが実情でございまして。不法投棄は、基本的にマナーの問題であり、その意味で根絶は難しい面もございまして、対策といたしましては直接的には情報の収集と監視の目をふやすこと、間接的には市民全体のモラル向上を図ることが重要と考えてございます。行政といたしましても市の広報やホームページでのお知らせ、イベント会場での啓発などで公共の場所の清潔保持について市民の皆さんへの周知をさらに進めてまいりたいと思っております。

本年は、あかびらリバー&ロード愛護（ラブ）実行委員会により開催されましたクリーンナップあかびらが町内会を初めとした多数の関係機関の協力によって行われたところでございまして、多くの住民の皆さんの意識向上に役立ったものと考えております。先ほども申し上げましたが、ポイ捨ての防止等につきましては、市民一人一人のモラルによるところが非常に大きいと考えております。今後も条例の精神にのっとり、マナー周知はもちろんですが、市

民の皆さんのご協力を得ながら、きれいなまちづくりを推進していくため不法投棄されやすい場所の監視強化や環境整備など、地域の方々や企業の皆さん等のご協力も頂戴するなどしながら、不法投棄防止に努めてまいりたいと考えております。

看板につきましては、現在は町内からのご要望により随時対応させていただいております。また、のぼり等につきましては、効果的な設置場所や時期、その表示内容について予算面を含めて検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今ほどのご答弁の中に看板等、のぼり等の前向きなご返答をいただいたと思っております。近隣地域の場合ですけれども、イベントのごみステーションにおきまして大変きれいなのぼりが立っていたのです。ごみをきれいに捨てましょうというような内容でなのですが、大変清潔感があって、ごみをしっかりと捨てる意識の向上にやはり働きをかけているものの一つだなというふうに感じましたので、ぜひ当市におきましてもイベントであったり、そういった市町村のごみステーションであったり、町内会ごみステーションであったり、そういった部分で活躍できるようなのぼりの内容をご検討いただけたらなというふうに思っております。特にごみを捨てられる場所というのは決められてきているような気もしています。場所が特定されているような気もしていますし、特に春先に本当に多くのごみが見受けられますので、私もすぐそういったごみを捨てられているところを見たのは春先でございまして、夏になると草木がもう生い茂ってしまうので、そのごみがわからなくなってしまう状況にありますので、季節によってもまたいろいろ考えた中でぜひごみの一斉パトロールのようなものも取り入れていただけたらなというふうに思っておりますので、今後の活動に期待したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いろいろとご答弁いただきました。今回いただいた内容をさらに私のほうでもしっかりと確認をさせていただいた中で、日々まちづくり活動に励んでいきたいというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） 質問順序6、1、消防の広域化について、2、民間跡地について、3、遊休施設の活用について、4、文化施設について、議席番号1番、向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

大綱の1番、消防の広域化についてお尋ね申し上げます。①、まず、消防職員の身分等についてお尋ねしたいと思います。それぞれ今までの委員会等の説明もありましたけれども、このたびの条例改正等で滝川地区消防事務組合に赤平市と芦別が加わりませんが、その協議内容を見ていくと当分の間人件費等は案分から抜くとありますし、さらに赤平市と芦別市の職員は当分の間滝川地区消防事務組合に派遣職員という立場になっております。これについて内容等、協議の経過とか今後の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 消防長。

○消防長（浅井毅彦君） 消防職員の身分等についてお答えさせていただきます。

消防の広域化に際しましては、消防組織法の規定に基づく広域消防運営計画の作成が求められており、この運営計画において広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、消防職員の身分等についても盛り込まれているところでございます。消防広域化後の消防職員の身分を決めた経緯につきましては、広域化する構成市町の財政状況及び給与の独自削減並びに昇給基準などについて比較し、赤平消防が滝川地区広域消防事務組合に加入した場合の本市職員給与を組合給与に統一できるのか内部で検討してまいりましたが、各市町の給与体系には大きな差異があったところでございます。このため消防広域化にあわせて早急に給与の一元化を図り、身分を統一す

ることは困難であるため、特殊勤務手当などの一部を除きまして派遣元の給与条例を適用することとしたことから、当分の間地方自治法の規定による滝川地区広域消防事務組合への派遣としたものでございます。

また、当分の間派遣するとはいつまでの期間なのかにつきましては、本市の将来の人口減少、これに伴う財政規模や社会情勢の動向等を十分に見きわめるとともに、現在の滝川地区広域消防事務組合におきましても昭和47年の組合発足当時には滝川市、新十津川町、雨竜町それぞれの給与条例を適用しており、給与を一元化するまでには二十数年に及ぶ給与調整期間を要した経緯、さらには本市と同様に派遣としている芦別市の動向も勘案しながら、適切な時期に給与一元化の判断がなされるものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 そういうような経緯についてはよくわかりました。滝川地区広域消防事務組合の広域の話し合いが進められた当初は、赤平市も財政的に大幅な職員給与の減額があり、格差が大きかったわけで、今の説明のようなまとめになったのかと思いますけれども、24年度までの各市の給与の明細というのがそれぞれホームページに出されて、それを見ますと確かに差異がありますけれども、本年度、25年度についてはまだ発表されておられませんけれども、赤平市の給与削減率の縮小とほかの市町村の今度給与削減がなされていることを考えると、格差は大きく縮まっているものと思われま。現在の滝川地区広域消防事務組合の経過のように二十数年を要するというような長い調整期間があったら、現在の職員が退職するまで待つというような経過になるかと思いますが、これはやはり消防の仕事というのは個人の能力もさることながらチームで仕事するということが最も大事な内容になるのではないかとこのように思いますし、今後の管内の人口減少の動向からすればそれぞれ地域を超えて効率的な人員配置も考慮していかなければならな

いというふうに思いますし、また人員の補充も本部で採用して、養成して各地域に派遣するというようなことが望ましいと思いますことからすれば、派遣職員ではなく広域事務組合が一体となれる職員という身分をできるだけ早く実現するべきだと思いますが、この件に関していかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 派遣職員から広域消防組合の職員としての身分をできるだけ早く実現できないかというご質問でございますが、先ほど消防長の答弁のとおり、確かに1市2町によります滝川広域消防組合の発足からこの給与の統一に二十数年かかったということは、私も大変長いなというふうに認識をいたしております。消防職員の給与につきましては、従来から一般事務職と同じ国の給料表を使っております。現在の国の地域給に変わってからも市町によってはそれぞれ給料表の運用、あるいはまた昇格基準の違い、また近年の財政事情による市町の給与の削減幅にも違いがありまして、このことがやはり課題にあるというふうに思っております。今一緒に広域消防組合に加入の予定をしております芦別市におきましても同様の課題があるのではないかと思っております。今現在におきまして広域消防職員の給与等の詳細までは赤平市としては調査をしておりますし、当市としてはこれまで給与の統一に向けた広域組合との具体的な協議は実はしておりません。したがって、広域がスタートいたしましたら、ある程度の一定の期間は検討期間というのは必要になってくるというふうに思いますが、今のところ何年までに統一するという明示はできませんけれども、早い時期に課題を整理をいたしまして、派遣職員から広域の職員として身分の統一ができますように検討してまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 理事者の答弁ですので、これは早急に改善されるのではないかと

うふうにご理解しております。これは、滝川市の給与表、給与というか、決算書を見ても、広域消防職員というのは市の職員ではなくて広域の職員ですから、給与でなくて広域負担金と、人件費として納めるわけで、赤平市の給与、市職員全体の給与を調整しながら統一するというにならないので、赤平市は要するに広域消防負担の人件費として一括して納めて、職員は赤平市の職員から外れるわけですから、職員給与のそこら辺はもう少し単純といいますか、簡単に統一できるのではないかなというふうに思いますので、今のご答弁も含めてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続きまして、大綱2の民間跡地の利用についてお尋ねしたいと思ひます。先ほどもさまざまな部分で同僚議員も跡地利用の可能性について質問されておりますけれども、私は現在の利用状況について、主に除雪の立場で冬期間の雪置き場と、そういうようなことでお聞きしたいというふうに思っております。市内にはやはり過疎化、人口減少で空き家が目立って、また老朽化して危険があるとか、景観が見苦しくなるなどと言われておりましたけれども、近年市のあんしん住宅助成などで老朽化した建物の片づけが進んでおるようであります。また、この跡地の利用として、冬期間の雪置き場として市としての取り組みの状況などどのようになっているのかお聞きしたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 民間跡地について、現在の利用状況についてお答えをさせていただきます。

市道除雪において利用している民間所有地の雪堆積箇所につきましては、所有者のご厚意、また親類縁故者の承諾等のもと古くから使用させていただいている箇所が13町内にあります。各堆積箇所の状況であります。個人所有25カ所、法人所有10カ所の計35カ所ですが、堆積場所の状況によりまして近傍排雪時に同時に搬出したり、シーズン終了時に搬出をするなど堆積場所の状況及び所有者の了解

事項などにより個別に対応しているところであります。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 これだけの実績があるということは、また大方が無償で提供されてというようなことも聞いておりますけれども、これはやはり除雪に対して市民の関心、または現場との信頼関係、そういうことで、まさにこういうことは協働の力でないといけないことではないかなというふうに思っております。

そういうことで、次に除雪の雪置き場としての利用についてお尋ねしたいと思ひますけれども、除雪の時期はやはり市民の雪置き場が少なく苦勞を感じておりますので、市道など除雪される路線の空き地においては、12月から5月までとか雪捨て場になることをもっと広く求めるべきではないかなというふうに思っておりますし、またボランティアの無償で借りるということではなくて、せめて借り上げ期間内の固定資産税相当額の助成なども検討されてもいいのかなと思ひますけれども、今後の雪置き場としての利用についてどのようにお考えかお聞きしたいと思ひます。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 除雪の雪置き場としての利用についてでございますが、除排雪業務を効率的に行う上で民間未利用地を活用した雪堆積は有効な方法であります。利用中の土地管理、融雪時の水処理、融雪後のじん芥処理、土地形状の変化などさまざまな問題があり、近隣居住者の生活環境へ与える影響も少なくないことから、新たな場所の利用は進んでいない状況にありました。しかしながら、近年町内会を通しての提供がありましたし、今後においても住宅除却跡地等の未利用地の増加が見込まれることから、年々高まる除雪業務への要望に対応していくため課題が整理されることからどのような使用形態が適当なのかを含め、利用に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、民間事業者との連携についてお尋ねしたいと思ひます。市道の除雪では、多くの事業者の協力を得ておりますし、ほとんどの事業者は市の除雪と個人の除雪の両方の仕事を請け負っている方だと思われまゝし、除雪の契約がどういふふうになっているのか、シーズン契約、路線契約とか時間契約などあると思ひますけれども、市民からすれば市の仕事をしているのか、自分の仕事をしているかわからない部分もありますので、事業者にも配慮しながら、例えば決められた時間内で除雪されては個人の除雪と併用してもいいよといふような契約であるとかいろいろあるかと思ひますし、今後ますます高齢化して、自分の庭先さえまならない家庭がふえていきますし、ますますこれから市民が除雪業者に頼らなければならなくなる状況がふえてくるということが予想されます。これからは高齢者の除雪の対策もとられようと思ひますけれども、事業者も除雪だけで事業が成り立つわけではなくて、機材の増加とか人員の増加といふのは急速に見込まれないといふふうと思われまゝ。現状の体制の中で民間と協力して、いかに効率化していくかといふことを検討しなければならぬと思ひます。そういうことのためにもぜひどういふことが検討されるかお聞きしたいといふふうと思ひます。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 民間除雪事業者との連携についてでございますが、積雪寒冷地の道路交通を確保する主力は機械除雪であります。経済の長期低迷や公共事業削減などによりこれまで構築されてきた除雪事業の仕組みがうまく機能しなくなつてきており、除雪事業の主役であります建設業者に至つては機械オペレーターの不足、高齢化、また所有機械の老朽化、保有の負担等、多くの問題を抱えているところでもあります。このような状況下において民間除雪事業者との連携は、効率的な作業を進める

上で一つの方策であると思ひますが、事業執行の適正管理の上から実績稼働時間による支払いであること、同一車両での官民交互等の除雪作業は施行管理上の問題もあり、また現状の市道除雪において時間的余裕がないことから極めて難しい状況とも思われます。現在除雪事業の再構築に向けて、より効率的な除雪体制を模索しておりますし、今後も安全で快適な冬期道路環境の確保に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたくお願ひ申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 先ほども同僚議員も赤平市の除雪環境は大変近隣に比べてよいのではないかといふふうに言われておりますとおり、私もやはり現場の除雪の体制や何かが市民に非常に理解されて、赤平は除雪に関しては大変いいなといふふうに思っておりますので、今後もいろいろな効率的なことを検討しながら、よろしくお願ひしたいといふふうに思っております。

続きまして、大綱3番目の遊休施設の活用についてということでお聞きしたいと思ひます。この遊休施設といふのは、行財政改革協議の中で検討されておりますけれども、1点、介護予防施設としての活用についての可能性をお聞きしたいといふふうに思っております。今までの遊休施設の活用、行財政改革といふことはやはり財政の力、問題によるところが大きかったのだなといふふうに思っております。今後特に社会福祉の面において、現在国の社会保障国民会議のいろいろな検討内容が出されておりますけれども、医療介護の部分で介護の必要度が低い要支援1、2といひますか、全国に140万から150万人いられると思われるサービス介護を介護保険から切り離して、市町村の独自事業に移すといふことや高齢者の負担をふやすといふことが提案されておりますけれども、この要支援を移管する案には市町村側の受け皿が整わない地域ではサービスが低下するとの懸念も出ております。さらに、2015年度から段階的に市町村の独自事業に移すべきだと提言されております

す。こうすることで、ボランティアだとかコスト削減など、自治体で知恵を出してもらえば費用が抑えられるだろうというような考えで進められておるのかと思いますけれども、時間をかけて市町村に受け皿をつくってもらい、移管後も財源は今のままとし、市町村に新たな負担が生じないように配慮する考えを示したというふうな国の方針が出されておりますけれども、このことからすれば15年度から段階的にということになると思われましても、赤平市も要支援の方々も相当数いると思われましても、市の遊休施設のあり方を見直して活用を図り、この事業を進めてはいかがかというふうな思いもあります。このことについてどうお考えか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 遊休施設の介護予防施設としての活用についてということのご質問ですので、お答えいたしたいと思います。

遊休施設の有効活用等につきましては、赤平市行財政改革推進本部の公共施設改革専門部会におきまして検討し、一定の結論を取りまとめたところでもあります。休廃止後に再利用の計画がない施設につきましては、耐震化がされていない、構造的に再利用に適していない、さらには維持管理に係る経費の理由により再利用されない施設となっているものです。今後介護保険制度の改正による高額所得者の自己負担率の引き上げや介護予防サービスが介護保険事業から切り離され、市町村事業として取り組むことに制度が改正されることが見込まれていますことから、事業を行っていく上で施設が必要となる場合につきましては、課題はありますが、遊休施設を有効に活用していくことも検討していきたいと思っております。

また、高齢化が急速に進んでいく当市におきましては、高齢者の方々がいづまでも健康で元気に住みなれた地域で生活を続けていくため介護状態にならないようにする介護予防への取り組みが重要でありますことから、適切な運動、食生活の改善などによ

り健康寿命が延びていくよう健康教育などを実施し、結果としてそれが医療費、さらには介護費用の低減につながっていくものと思っていますので、市町村事業に移行しましても介護予防事業には引き続き積極的に取り組んでいくと、そのように考えているところです。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 赤平市にはまだ福祉会館だとかという施設がないわけですが、お答えのように健康なお年寄りをふやすということが病気や介護の予防を図るという観点からすれば、これからますます進む高齢化社会においては重要な課題ではないかなというふうに思っております。まちの人口減少に歯どめがかからない、高齢化が進むということでもありますけれども、元気なお年寄りが残ることも人口減少に歯どめをかける一つの力になるのではないかと思います。要介護になる前の要支援の段階で効果的な取り組みをすれば、先ほど言われるような高齢者の医療費、要介護費用の低減が図られるのではないかと思いますので、直ちにできないかもしれませんが、今後検討されていかれたいというふうに思います。

次に、大綱の4番目として、文化施設についてお聞きしたいというふうに思っております。文化施設の充実について、公民館の運用は休止し、文化会館は除却となり、現在文化活動はみらい、東公民館、総合体育館にて行われておりますけれども、やはり市民からは小規模程度でいいから文化会館の建設の要望も一部出ております。現在のみらいにおきましては200人程度でありまして、300人、400人というふうな大きくなると総合体育館を利用しているというような状況でありますので、今後新しい文化会館の建設についてどういうふうにお考えなのか。また、みらいの文化施設併用について、駅前交番が解体されるということもありますので、駐車場スペースを利用した小規模な文化会館を併設できないかということについてもお聞きしたいというふうに思いま

す。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 文化施設の充実化についてお答えいたします。

文化会館が廃止になった現在、交流センターみらいのかたらいホールが最大200名程度の会場であり、市内で一番大きな施設となっているところです。ご質問のとおり、会場の広さから一定規模以上事業の行事は開催できない状況で、200名を超える大規模な事業については総合体育館を利用していただいております。文化施設としては、東公民館を含め今以上に広いホールの必要性は感じております。住民懇談会でも文化ホール建設については、市民や文化団体から今すぐにはと言わないけれどもという具体的な要望もいただいております。6月開催の第2回定例会でも市長が答弁しておりますが、病院、消防本部庁舎の建設、また学校統合による公社整備も必要なことから、その後の検討課題とならざるを得ない状況であります。また、赤平市行財政改革推進本部に設置されている公共施設改革専門部会を中心に、第5次赤平市総合計画の実施計画に位置づけられている遊休公共施設等整備計画において赤平市立小中学校適正配置計画での平成28年度までの市内2中学校統合の予定であり、赤平中央中学校跡地については文化ホール建設の候補地として総合体育館周辺の活用とあわせて検討するという整備方針も示されております。

次に、交流センターみらいへの文化施設併設についてお答えいたします。間もなく閉鎖されます駅前交番の土地においては、JRの所有地となり、隣接する駐車場につきましては民間企業の所有地であるため賃借、購入となりますと各企業との協議が必要となります。また、新たな施設を併設するとなりますと、小規模といたしましても400人程度のホール及び文化施設を建設するとなりますと莫大な建築費がかかってまいります。先ほど申し上げましたが、早急に必要な施設を整備し、その後の検討課題とならざるを得ない状況でありますので、今後の文化ホール

建設計画とあわせて検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 現在進んでいる大型の投資事業の後の計画として検討されておるといことでありますので、私たちもそれぞれすぐ、すぐというわけにはいかないと思いますので、常々こういうところで質問をして必要性を訴えていって、早急に早い時期でなるようにしたいというふうに思っておりますけれども、当面そういうものができる前に、今の総合体育館をそういう教養施設としてももう少しお金をかけて整備できないかということについてちょっとお聞きしたいと思いますけれども、現在については総合体育館、音響だとか照明設備、舞台装置のような簡易なものはついておりますのでけれども、もう少し整備して音楽や演劇にも使えるような大きなステージの何か改良だとか整備することができないだろうかということを検討していただきたい。予備的な部屋はあるけれども、控え室なども必要でありますし、今後文化施設の充実ということがもう少し前向きに早く検討されてもいいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひともどういう改修できるかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。先ほどの議員も言われておりました遊休施設を通じた郷土のいろんな資料の保存ということも、これは学校統合が進めば、住友小学校、幌岡小学校から始まって赤平高校までかなりの数の学校が閉校になっておりますけれども、それでは今どこに幌岡小学校だとか今後の平岸小学校のその歴史というか、そういうものが残される場所があるかどうかというとならぬわけで、そういうこともぜひともいろんな学校の統合されればされるほどもといた学校がどういうのであったかというところを展示するスペース、郷土博物館のようなものも必要ではないかなというふうに思いますので、あわせてどういうふうにお考えかお聞かせ願ひたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 総合体育館の改修についてお答えいたします。

旧文化会館にかわる文化施設の設備と機能を備えるための総合体育館の改修については、現在市としても主要な事業としての計画でも取り扱われていない状況であり、改修規模の具体的な検討も必要なことから、当面予定されている病院、消防、学校などの整備が終わった段階での事業として遊休公共施設等整備計画の検討案に加えて取り扱うことが相当かと考えますので、総合体育館の改修は最小限か、あるいは現状維持とならざるを得ないと考えますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、ご指摘の学校跡地活用や郷土博物館的な再編の必要性については十分理解するところでありますが、今後赤平市郷土館、炭鉱歴史館等も含め郷土資料の保存に係る施設整備については、将来を見越した総合的な施設整備を計画していかなければならないことから、新たな施設の設置等については市民要望などを踏まえ検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 こういう問題は、病院の建てかえ、消防の庁舎の建てかえ等もずっと長い間議員やら市民の要望が積み重なってできていくのだと思いますので、これからも実現まで私たちも折に触れてこういうふうに市や何かの考えをお聞きして、ぜひ早目に進むように取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（若山武信君） ここで昨日の本会議における議案第209号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、北市議員の質疑に対して市民生活課長より発言の申し出がありましたので、これを許

可します。市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 昨日の北市議員のご質問の回答でございますけれども、58名でございますので、お答え申し上げます。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす12日から19日までの8日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12日から19日までの8日間休会することに決しました。

○議長（若山武信君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に向井議員、副委員長に竹村議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時58分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)